

平成26年第1回  
笠間市議会定例会会議録 第4号

平成26年3月11日 午前10時00分開議

出席議員

議長	24番	小菌江	一三	君
副議長	9番	藤枝	浩	君
	1番	畑岡	洋二	君
	2番	橋本	良一	君
	3番	小磯	節子	君
	4番	飯田	正憲	君
	5番	石田	安夫	君
	6番	鹿志村	清一	君
	7番	蛭澤	幸一	君
	8番	野口	圓	君
	10番	鈴木	裕士	君
	11番	鈴木	貞夫	君
	12番	西山	猛	君
	13番	石松	俊雄	君
	14番	海老澤	勝	君
	15番	萩原	瑞子	君
	18番	横倉	きん	君
	19番	町田	征久	君
	20番	大関	久義	君
	21番	市村	博之	君
	22番	柴沼	広	君
	23番	石崎	勝三	君

欠席議員

16番 中澤 猛 君

出席説明者

市	長	山口	伸樹	君
副	市長	久須美	忍	君

教 育 長	飯 島 勇 君
市 長 公 室 長	深 澤 悌 二 君
総 務 部 長	阿久津 英 治 君
市 民 生 活 部 長	小 坂 浩 君
福 祉 部 長	小松崎 栄 一 君
保 健 衛 生 部 長	安 見 和 行 君
産 業 経 済 部 長	神 保 一 徳 君
都 市 建 設 部 長	竹 川 洋 一 君
上 下 水 道 部 長	藤 田 幸 孝 君
市立病院事務局長	打 越 勝 利 君
教 育 次 長	塙 栄 君
消 防 長	小 森 清 君
会 計 管 理 者	高 安 行 男 君
岩 間 支 所 長	海老沢 耕 市 君
総 務 課 長	櫻 井 史 晃 君
総 務 課 長 補 佐	柴 田 常 雄 君
高 齢 福 祉 課 長	中 沢 英 夫 君
高 齢 福 祉 課 長 補 佐	長谷川 康 子 君
健 康 増 進 課 長	山 田 千 宏 君
健 康 増 進 課 長 補 佐	下 條 かをる 君
子 ども 福 祉 課 長	中 村 一 男 君
子 ども 福 祉 課 長 補 佐	鷹 松 丈 人 君
管 理 課 長	鯉 渕 賢 治 君
管 理 課 長 補 佐	池 田 昌 美 君
財 政 課 長	塩 畑 正 志 君
契 約 検 査 室 長	久 野 穰 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	後 藤 弘 樹 君
市 民 活 動 課 長	内 桶 克 之 君
市 民 活 動 課 長 補 佐	岡 野 洋 子 君
環 境 保 全 課 長	笹ノ間 宏 君
環 境 保 全 課 長 補 佐	青 木 秀 夫 君
学 務 課 長	園 部 孝 男 君
教 育 企 画 室 長	大 月 弘 之 君
学 務 課 長 補 佐	渡 部 明 君

出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	伊 勢 山 正
次 長 補 佐	飛 田 信 一
係 長	瀧 本 新 一

---

議 事 日 程 第 4 号

平成26年3月11日（火曜日）

午 前 1 0 時 開 議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

---

午前10時03分開議

開議の宣告

○議長（小藺江一三君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は22名であります。

本日の欠席議員は16番中澤 猛君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び議会事務局の職員は、お手元に配付いたしました資料のとおりです。

---

議事日程の報告

○議長（小藺江一三君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

---

会議録署名議員の指名について

○議長（小藺江一三君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、13番石松俊雄君、14番海老澤 勝君を指名いたします。

---

#### 一般質問

○議長（小藺江一三君） 日程第2、一般質問を昨日に引き続き行います。

一般質問につきましては、従来の一括質問・一括答弁方式、一括質問・一問一答方式、及び最初から一問一答方式の3方式から選択制といたします。

また、発言時間は従来の一括質問・一括答弁方式につきましては、質問時間は30分以内とし、それ以外の一問一答方式につきましては、質問時間・答弁時間合わせて60分以内といたします。

執行機関には反問権を付与しております。議員の質問に疑問があるときは「反問いたします」と宣言をし、私の許可を得て質問内容を深めてください。

それでは、18番横倉きんさんの発言を許可いたします。

○18番（横倉きん君） 18番日本共産党の横倉きんです。

きょうは3月11日、東日本大震災から丸3年となりました。亡くなられた方のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された方々へお見舞いを申し上げ、1日も早い復興を願っております。

それでは、通告に従い、一問一答方式で一般質問を行います。

東京電力福島第一原発事故から3年がたちました。福島県では、いまだに13万6,000人近くが避難生活を強いられて、心労で命を落とす震災関連死が相次いでいます。その数は1,664人になっています。福島での実態は原発関連死そのものです。地震、津波による直接死1,603人を上回っています。

最初に原子力防災について、放射能、放射線からの被曝をどう防ぐかについて、伺います。

東電福島第一原発事故の教訓を生かして原子力防災計画が改定されました。笠間市の一部は東海第二原発から30キロ圏内に含まれています。原発の稼働によって過酷事故が発生する可能性を認めた新しい規制基準ができました。過酷事故によって環境に放射性物質が放出されることから、原子力防災計画によって住民の被曝を防ぐことが義務づけられました。

笠間市の原子力防災計画では、過酷事故が発生した場合、緊急防護措置を準備する地域として屋内退避を行うとしています。

質問の第1点は、拠点避難所6カ所の安全対策とその能力について伺います。

住民の放射能、放射線被曝を防止する原子力防災計画で利用するのにふさわしい機能を装備する計画はあるのですか。また、夏、冬場に避難生活を送るためには必要な空調設備の設置計画はあるのか、伺います。

○議長（小藺江一三君） 答弁を求めます。総務部長阿久津英治君。

○総務部長（阿久津英治君） 18番横倉議員のご質問にお答えいたします。

6カ所の拠点避難所について、放射能、放射線被曝を防止する機能を整備する計画はあるかのご質問でございますが、過酷事故により市内において被曝リスクを伴う放射線量が緊急時モニタリング等により想定される場合は、原子力災害対策指針及び地域防災計画原子力災害対策計画編に基づき、市民にはより安全な市外へ広域的に避難していただくことを考えていることから、避難所の放射線防止機能の整備計画はございません。

また、避難所である体育館等に常設の空調設備を設置する計画もございません。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 横倉さん。

○18番（横倉きん君） 放射能が高ければ避難するということですが、その前に、何時間かこの避難計画、移動するまでにはかかると思うんです。放射能を防ぐための設備がなければ、風水害避難所と何ら変わらないということで、放射線を防ぐことができないのではないかと思います。その点、避難するまでの時間の経過から見ると、やっぱり被曝を受けるということになるのではないかと思います。その点でどういうふうに考えておられますか。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（阿久津英治君） 被曝を受けないためには、まず屋内退避をしまして、コンクリートの屋内だと、外にいるよりも2割程度の被曝で済む。木造においても4割ぐらいの被曝で済むということで、まず、そういった危険がある場合には、屋外に出ないで、屋内退避をしていただくこととなります。

○議長（小藺江一三君） 横倉さん。

○18番（横倉きん君） 避難所ですが、夏になると38度とかものすごい猛暑になるわけですね。そういう中で、やはり放射能被曝を防ぐためには、福島でも冷暖房などの空調設備がないために尊い命を落とされております。今、国民保護法について担当している県の危機管理室は避難所に冷暖房設備が必要と判断していますが、それを把握されて、でも設置はしないということでしょうか。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（阿久津英治君） まず、退避していただく避難所については、放射線が高くなればそこに長くとどまっていることは想定しておらず、広域避難計画に基づいて県内あるいは県外に避難することとなります。そういったことで、拠点避難所については、施設の整備は考えておりません。

○議長（小園江一三君） 横倉さん。

○18番（横倉きん君） 2番に移ります。児童福祉法で指定している感受性の高い妊産婦や18歳未満の乳児、幼児、少年は放射線被曝から優先的に保護されなければなりません。具体的な保護措置をどのように用意されているのか。また、風上に避難する手立てはあるのか、伺います。

○議長（小園江一三君） 総務部長。

○総務部長（阿久津英治君） 感受性の高い妊婦や乳幼児等に対する具体的な保護措置についてでございますけれども、昨年の第2回定例会でもお答えしましたとおり、具体策としては、災害時要支援者避難支援プランに基づきまして、地域におけるそれぞれの要支援者に対応してまいりたいと考えております。

また、風上に避難する手立てにつきましては、原子力災害対策指針の改定により、さらに充実、強化された緊急時モニタリングに対して、国、県、関係公共団体等とともに市も参画し、気象状況、風向きや風力等を考慮しながら、放射線プルーム等のリスクの及ばない方角へ市民が避難するための正確な情報を速やかに示していきたいと考えております。

○議長（小園江一三君） 横倉さん。

○18番（横倉きん君） 要支援者と一緒ということですが、体の動かない人や何かと一緒にということですが、やはりここではもう少し踏み込んで、感受性の強い妊婦、一段と放射能を受けるリスクが高いわけですから、そういう点ではさらにこの辺の具体的策をもっときめ細かくしていく方針があるのかどうか、伺います。

○議長（小園江一三君） 総務部長。

○総務部長（阿久津英治君） 被曝リスクが高い妊婦や乳幼児に対しては、より一層優先的に避難できるように、広域避難計画の中で考えていきたいと考えております。

○議長（小園江一三君） 横倉さん。

○18番（横倉きん君） 原発の過酷事故の発生については想定されることになりました。事故の規模等については具体的に示されておりませんが、原子力防災計画では、1時間当たり20マイクロシーベルトを超えるような事態になると、避難指示を出すことになっています。避難所の確保と避難所の放射能、放射線などによる外部・内部被曝の防止対策と機能はどうなっているのか、また、避難所はどこにするのか、伺います。

○議長（小園江一三君） 総務部長。

○総務部長（阿久津英治君） 次ですね、1時間当たり20マイクロシーベルトという数値は、住民等を1週間程度内に一時移転させるための緊急事態当初における初期設定値であります。地上沈着しました放射性核種組成が明確になった時点で、必要な場合には改定されるものでございまして、避難所の確保と外部被曝、内部被曝等の防止対策と機能とのことですけれども、現在、県を中心に検討を行っております広域避難計画、また、それに基づき市として策定する避難計画の中で、避難先、避難ルート、避難が必要となったときの

スクリーニングや安定ヨウ素剤の予防服用など、避難はもとより、それと合わせた放射線被曝に対する防護措置を位置づけ、実施していくことになります。

○議長（小藺江一三君） 横倉さん。

○18番（横倉きん君） いろいろお伺いしました。まだ何回か前も、避難所はどこにするかというのはなかなか決まらないようですが、これはこれからの問題ですので、また後でお伺いします。

4点目の避難時、業務に従事する自治体労働者、警察や消防職員、教員とか医療介護従事者などの放射線被曝防止の抑制対策とその管理はどうなるのか、伺います。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（阿久津英治君） 災害時、業務に従事する職員等の放射線被曝防止抑制対策については、災害の状況に応じて被曝リスクを回避しながら、市民の避難やスクリーニング等が行えるよう、より正確な状況把握を行い、情報伝達を行うことが重要となります。

それらの業務に従事する職員に対しては、モニタリングの測定結果等に基づき、防護服や吸収缶を配備するなどの放射線防護措置を実施してまいります。

○議長（小藺江一三君） 横倉さん。

○18番（横倉きん君） 今いろいろ防護策ということもあります。被曝限度の管理基準はどのようになっているのでしょうか。

○議長（小藺江一三君） 総務課長櫻井史晃君。

〔総務課長 櫻井史晃君登壇〕

○総務課長（櫻井史晃君） 被害の程度によりまして、笠間市の職員等がモニタリングを行う場合には、県並びに国からの指示により行いますので、被曝線量が高い場合も出勤してモニタリングを行うということになりますが、基本的には20マイクロシーベルトが基準になるかと思えます。以上です。

○議長（小藺江一三君） 横倉さん。

○18番（横倉きん君） いろいろ避難計画の答弁をいただきました。放射線についても答弁いただきましたが、まだ具体的にきちっと示されたということではないので、やはりなかなかこの被曝を防止するというのは難しいのかと思えます。そういう点で、市民の放射能、放射線の被曝を防ぐのはなかなか難しいと思うのですが、市民の被曝を防ぐことで市長の考えをお伺いします。

○議長（小藺江一三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 横倉議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

その前に、3月11日、3年目を迎えて、今回の東日本大震災で被害を受けた方々、お亡くなりになられた方々に、改めてご冥福とお見舞いを申し上げたいと思えます。

横倉議員の質問は、被曝を防ぐことは困難ではないかということでございますが、福島

第一原発事故の教訓を踏まえて、災害対策基本法、あるいは国の防災基本計画、さらには原子力災害対策指針に基づき、被曝を避けるための屋内退避の有効性や災害発生時の応急対応について、日ごろから住民の皆さんにまず周知を図ることが必要であるというふうに考えております。

そして、仮に事故が発生した場合には、オフサイトセンターにおける合同対策会議への職員の参加や、緊急時モニタリングへの参画による情報収集と市民への的確な情報の伝達を初め、避難と合わせてのスクリーニングや安定ヨウ素剤、さらには予防服用など、可能な限りの防護措置を実施し、被害を最小限にするための取り組みを行っていきたいというふうに思っております。

先ほど横倉議員の方からいろいろご質問があつて、担当部長が答弁をいたしました。避難も段階的に考える必要はあるんじゃないかなと思っております。特に、仮に原子力事故が発生した場合には、その気象条件や風向きによって、放射線の距離によっても放射線の量が違いますし、一気に避難というよりも段階的に避難することを考えるべきではないかなと思っております。

それと、避難所に冷暖房の施設が必要じゃないかということですが、仮に事故が発生して、一時的に体育館等とか、コンクリートの校舎等が避難所として避難した場合に、やっぱり冷暖房をつけると外気が入ってきますので、フィルターを設置した上で使わなければだめだということになってくるというふうに私は思っております。以上です。

○議長（小園江一三君） 横倉さん。

○18番（横倉きん君） もちろん、今避難所の問題で、冷暖房ということで、フィルターをつけるということがやはり前提かと思えます。これは普通の災害と違いますので、原子力の放射能被曝というのは、少ないからいいということではないんですよ。これは有害であつて、少ないから大丈夫というものではないので、やはり市民にとっては、子どもたちや感受性の強い人は特にですが、絶対被曝をさせない、そういう取り組みが今後必要ではないかと思えます。

次に、避難住民の避難所の確保と輸送手段について伺いたいと思えます。避難住民の車両の確保はどうなっているのか、伺っていきます。

○議長（小園江一三君） 総務部長。

○総務部長（阿久津英治君） 避難住民の輸送車両の確保は現在検討を進めております県の広域避難計画の中で明らかにしていくこととなります。

○議長（小園江一三君） 横倉さん。

○18番（横倉きん君） いろいろ言われておりますが、自家用車とかバスとか言われていますが、昼間と夜でもかなりの差があります。昼間は皆さんお勤めに行かれたりして、地域には残っていない所も多いかと思えますので、十分その辺の検討、それから、地震があつた場合、何でもないときの避難と、やはり地震があつた場合の避難、それから、昼間と

夜でも大分違いますので、十分その辺の検討はしていかなければならないと思います。

次に移りたいと思います。生活弱者の避難先の確保、避難経路や輸送手段の確保はどうなっているのか、伺います。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（阿久津英治君） 前の質問と同様に、生活弱者の避難先の確保、避難経路、輸送手段の確保等は県の広域避難計画の中で明らかにしていくことになります。

○議長（小藺江一三君） 横倉さん。

○18番（横倉きん君） 3点目、緊急医療対策の施設の確保や緊急車両の確保はどうするのか、伺います。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（阿久津英治君） 緊急医療対策の施設の確保や救急車両の確保等については、県の地域防災計画原子力災害対策計画編において位置づけられておりまして、それに基づき実施していくことになります。

○議長（小藺江一三君） 横倉さん。

○18番（横倉きん君） 避難計画なんですけど、避難計画に従わない、避難区域にとどまってしまった人とか、避難したくても避難できなかった人たちで、そこにとどまっている人たちに対する生活物資、ライフライン等の対策はどのように確保されようとしているのか、伺います。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（阿久津英治君） 避難計画に従わない、避難区域にとどまってしまった人たちに対する生活物資等の対策とのことでございますけれども、基本的に避難指示となった場合は、生活物資の供給やライフラインの確保が困難となると予想されていることから、避難区域にとどまらずに避難すべきであり、指示に従っていただきます。

○議長（小藺江一三君） 横倉さん。

○18番（横倉きん君） 次に、原子力安全協定締結について、市長にお伺いします。

3月5日、周辺11市町村の安全協定の見直しをめぐり、周辺11市町村が参加する二つの首長会議と原電は協定改定までの暫定措置として覚書を締結しました。市長は、市民の生命、財産を守ることに責任を持つ立場から、UPZ区域内の首長として、国や県、原子力事業所に強力な発言権を確保するため、東海村や茨城県と同様に安全協定の締結をすることを求めますが、市長の見解を伺います。

○議長（小藺江一三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 横倉議員の質問にお答えをいたします。

原子力事業者とは笠間市も構成団体になっております9市町村でつくっております県央首長懇話会との間で、3月5日に東海第二発電所周辺地域の安全確保に関する覚書を締結

しております。

この覚書の内容は幾つかに分かれておりますが、原子力事業者が行う国の安全申請前に構成団体9市町村に対し、内容を説明し、意見を求めるとしたもので、原子力の再稼働に直結したものではないと明記をしております。

県央首長懇話会といたしましては、今後、事業者から合同で新たな規制基準への対応などの説明を受けることとしており、さらなる連携を図りながら、構成団体と意見を統一した中で原子力事業者に対して安全の責任を持った行動を働きかけてまいりたいと考えております。

安全協定につきましては、現在県と東海村、さらには原発の所在する周辺のひたちなか市ほか、3隣接自治体が安全協定を結んでおります。

笠間市としましては、UPZ圏内に入る関係もございまして、先ほど申し上げました県央首長会議で統一行動を取っていくということで、今後も対応をしてまいりたいと思っております。

それと、先ほど避難計画のことについて、私に答弁を求められておりませんが、考え方についてちょっとお話をさせていただきたいと思っております。

議員がいろいろ、こういうことはどうなるんだ、どうなるんだという質問がございましたが、去る2月21日に県の防災計画の改定委員会が開催をされております。その中で、県が市町村の避難計画の策定に当たって、責任を持つという役割が明確に位置づけをされました。それに基づいて、知事も県議会の答弁の中で、各市町村の避難計画を策定することに、県の計画を受けて、それをもとに各市町村も避難計画をつくるということになっておりますので、私ども笠間市で、今独自に避難計画をつくるということよりも、やっぱり県の避難計画ができて、それに連動する中で我々の避難する場合のいろいろな課題を整理しながら計画をつくっていくという、そういう基本姿勢といいますか、考え方で進めさせていただいております。

○議長（小藺江一三君） 12番西山 猛君が所用のため、退席しております。

横倉さん。

○18番（横倉きん君） 水戸を含め、県を含めということで、安全協定を結ぶということについては、話し合いをしていろいろ意見を言うことですが、安全協定というのは相手もあることですので、なかなか難しいのかなと思うんですが、この安全協定の締結をやはり笠間市としてもきちっと結ぶことになるのかどうか、ちょっと今いろいろ話し合っただけ意見を言うということではわかりましたが、協定を結ぶ、ぜひ結んでほしいということになるのかどうか、再度確認をさせていただきたいと思うんです。市長、お願いします。

○議長（小藺江一三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 先ほど答弁申し上げましたように、県央首長会議、9市町村ござ

いますので、ここと連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（小藺江一三君） 横倉さん。

○18番（横倉きん君） わかりました。

次に、高齢化社会の課題について、お伺いします。

初めに、笠間市の高齢化の現状について伺ってまいります。笠間市も高齢化社会の課題は避けて通ることができません。独居老人世帯の増加や老々介護、認知症老人、孤独死の問題、高齢化に伴う機能低下と高齢者の医療費負担の増加、生活支援の必要性の増加、また、在宅ケア、特別養護老人ホームの増設、介護士の増員と待遇改善などの課題が山積みしています。

老人福祉法第2条では、「老人は多年にわたり社会の発展に寄与してきた者として敬愛され、かつ健康で安らかな生活を保障されるものとする」と明記されています。この条文に示されている趣旨を生かすために、行政は本腰を入れて長期にわたる施策と予算を示すべきだと考え、以下、伺いたいと思います。

笠間市の高齢化の現状について、高齢者人口と独居老人の推移及び孤独死の状況はどのようなになっているのか、伺います。

○議長（小藺江一三君） 答弁を求めます。福祉部長小松崎栄一君。

○福祉部長（小松崎栄一君） それではまず、高齢者人口と独居老人の推移及び孤独死の状況ということでご質問をいただきましたので、ご説明を申し上げたいと思います。

平成26年1月末日の65歳以上の人口につきましては、高齢者人口は2万596人となっております。また、市内のひとり暮らしの高齢者数ということでございますけれども、これは民生委員の調査によりますと、平成23年度は1,395人、24年度は1,493人、25年度は1,498人となっております、年々増加傾向にあります。

また、高齢者ひとり暮らしの孤独死の状況ですが、孤独死の定義が明確ではないため、これはあくまでも消防署の救急隊が対応した範囲でお答えいたしますと、平成25年4月から26年1月までで6件であったということでございます。

○議長（小藺江一三君） 横倉さん。

○18番（横倉きん君） 高齢化人口もふえているということですね。それから孤独死の現状についてですが、定義がないということで、6件ということで今答弁をいただきました。そのほかに警察で把握されている孤独死の方もおられるのではないのでしょうか。これらの人を含めると、孤独死の原因をどのように把握されているのか、お伺いします。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長。

○福祉部長（小松崎栄一君） 先ほど申し上げましたのは、高齢者のひとり暮らしの孤独死というとらえ方で消防署の方で対応した件数を申し上げましたけれども、そのほか、高齢者でなくて、60歳未満の方の孤独死、これも現実にあることも承知しております。それらの数値につきましては、改めて調査しておりませんが、それらを含めると、そ

れなりの数字に上がってくるものだというふうに思っております。

○議長（小藺江一三君） 横倉さん。

○18番（横倉きん君） ひとり暮らしがふえております。そういう中で、孤独死の教訓を踏まえて、独居老人への支援策としてどのような具体的施策を持っているか、伺いたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長。

○福祉部長（小松崎栄一君） 独居老人に関しましては見守りが必要だということで、笠間市におきましては、高齢者の見守り体制といたしまして、愛の定期便事業ですとか、それから配食サービスとか、また、緊急に対応するための緊急通報システムとか、そういうもので対応しているところでございます。

○議長（小藺江一三君） 横倉さん。

○18番（横倉きん君） 次に、老々介護の現状はどうなっているのか、お伺いします。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長。

○福祉部長（小松崎栄一君） 老々介護につきましては、核家族化が進み、高齢の夫婦や高齢の親と65歳以上の子など、高齢者のみの世帯がふえているところでございます。介護が必要となった方が在宅で生活していくためには、適切な介護サービスの提供とともに、家族の協力が必要であります。その中で、課題としては、閉じこもりや介護疲れによる虐待などの問題も出てきております。在宅での介護の継続のためには、適切な介護サービスの提供のみならず、日常生活の支援、それから相談支援、さらに在宅医療との連携が重要と考えております。

○議長（小藺江一三君） 横倉さん。

○18番（横倉きん君） 部長がおっしゃられたように、やはり介護サービスの充実というのが言われましたので、そのとおりだと思います。

そのほかに、今老々介護の中でどちらも障害を持っていながらの老々介護、どのくらいの数字になるのか把握されているのでしょうか。数字は詳しくはわからなくても、どういう状況になっておられるのか、伺います。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長。

○福祉部長（小松崎栄一君） 老々介護でどちらも障害を持っておられる世帯はどのくらいということですが、そこまでの調査はいたしておりません。

○議長（小藺江一三君） 横倉さん。

○18番（横倉きん君） これからの高齢化対策においては、その辺を十分に実態調査をされて適切な高齢者対策に臨んでいただきたいなと思います。

次に、認知症の老人への取り組みはどうなっているのか、伺います。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長。

○福祉部長（小松崎栄一君） 認知症への取り組みということでございますけれども、高

齢化に伴いまして認知症になる方も年々増加しておりまして、85歳以上の方ですと4人に1人が認知症の症状を持っているといわれているところでございます。

こうしたことから、市では、認知症を理解し支援する地域づくりを目指しまして、認知症の方を温かく見守るという役割を持った方、そういう方を養成する認知症サポーター養成講座を21年度から開催をいたしてございまして、24年度までに584人のサポーターを認定しております。25年度につきましては、102人の方にサポーター講座を受講していただいているというところでございます。

また、認知症については、理解を深めていただくためには、市内中学生や一般の方からの認知症に関する標語を募集したり、講演会を開催するなど、啓発を行ってきているところでございます。

さらに、笠間市立病院では、9月から週1回、認知症専門の物忘れ外来診療を始めまして、予防や早期発見に対応しているところでございます。

また、認知症を地域で支えるためには、専門職向けの研修を2回行いまして、延べ68人が参加をいたしました。

次に、専門職及び介護者家族などの市民の方にも参加をいただいた認知症アクションミーティングなどを4回開催し、延べ204人の参加者が認知症に対する理解と地域の中での見守りについての研修を行ってきたところでございます。以上です。

○議長（小園江一三君） 横倉さん。

○18番（横倉きん君） 高齢者社会ですので、4人に1人は認知症を持っているというような状況になっております。最近の判決が出たわけですがけれども、認知症の人が鉄道事故を起こしたときに、その介護をしていた家族が賠償責任を負わされる事例が発生しています。この事例が示すように、家族自身の対応も難しく、限界があります。教育された十分な職員がいる認知専用の施設で介護をしている場合は、認知症が進まないで安心したよい状態で生活する事例が見られます。そういうことで行政としても認知症の取り組みを強化すること、一層お願いして次に移りたいと思います。

2点目の介護保険の改定の問題と抜本的立て直しについて、伺います。

今回の介護保険の改定では、要支援1・2と認定された人に対する訪問介護と通所介護、この二つが介護保険サービスから保険を打ち切り、自治体の事業に移すとしています。それは自治体の財政力にとってサービスの地域間格差が生まれることではないでしょうか。きのう、この問題では、格差が出ないようにとっておりましたが、いろいろな基準が今度外されるわけですので、その辺、格差が生まれるのではないかと思います。

要支援1・2の介護保険の訪問介護、訪問通所サービスの打ち切りは認知症を重度化されるのではないのでしょうか。この人たちというのは、要支援1・2を受けている人の中には認知症の人がかなり多いということで、このサービスを受けることによって介護度を進まないようにしているということがありますが、市としてどのように認知症の人たちの対

応をするのか、また、介護事業者への悪影響を及ぼすことがないようにすべきではないかと思いますが、どういう対応になるのか、伺います。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長。

○福祉部長（小松崎栄一君） 昨日の鈴木貞夫議員の質問にお答えしたところですが、厚生労働省社会福祉委員会におきましては、介護保険制度の持続可能性の確保のために、充実と重点化、効率化を一体的に行う制度改革が検討されているところでございます。

要支援者に対する介護予防給付につきましては、市町村が地域の実情に応じ、効果的かつ効率的にサービスの提供ができるよう、地域支援事業の形式に見直しをされるとしております。

介護予防給付の訪問介護、通所介護につきましては、地域支援事業の中での対応となることから、地域格差が生じないよう、住民のニーズにあった施策の検討をしてみたいというふうに考えております。

また、保険サービスの打ち切りと認知症の重度化ということにつきましては、直接結びつくとは思われませんが、認知症の方に対する支援については、地域での介護予防教室への参加や生活支援及び地域での見守り支援の中で、早期発見や適切な対応ができるよう体制づくりを進めてみたいというふうに考えております。

また、介護予防が必要な方が地域で安定した生活を送るためには、介護予防のためのいきいきらいふ通所事業、それから日常活動の場の確保を図り、在宅サービス事業などの訪問型生活援助サービスなどを実施しておりますので、今後についても介護事業所を含めまして、民間事業所の協力を得て事業の展開をしていく必要があるというふうに考えております。以上です。

○議長（小藺江一三君） 横倉さん。

○18番（横倉きん君） 介護保険というのは強制加入ですね。公的保険制度です。40歳から保険料を納めて、65歳になったら認定を受け、1割の利用料の自己負担でサービスを受けるということです。

効率化ということですが、これは社会保障保険ですので、勝手に外されるということは、この介護保険というのは社会的に支える制度としてできたわけですので、これは制度そのものを勝手に介護保険要支援1・2の一部ですね、6割を占めるんですね。支援の1・2を外すということは、要支援1・2の大体6割のサービスを自治体に任せるといことですと、いろいろな基準、運用に当たってのサービスの内容、人員とか、単価がどうなるのかというのはなくなるわけですね。保険、きちっと全国統一の介護保険サービスから外れるわけですので、そういった場合に、笠間としてしっかりやっていくということは本当に大事になると思うんですが、一般的に見ますと、これが崩れる恐れがあるということで、今これは外さないでほしいというのが検討されている中で、大きな問題として出ているわけですね。

そういうことからすれば、笠間としては、やっていきますという強い言葉をいただきましたので、ありがたいことですが、やはりこの点から見ると、単価が崩されたり何かということになると、一つはやっぱり事業所が大変になってくるとか、介護士さんの単価も安くされる恐れがあるのではないかと。そうすると、介護従事者の人たちが減ってしまう、そういう恐れもあるのではないかと、その辺どのように考えているか。

また、先ほども認知症の問題でお聞きしましたが、やはり介護サービスの中できめ細かいそういう対応を、重くならないうちに専門の職員がやるということが大事になっていると思うんです。今度事業所になると、NPO法人とか、ボランティアの人たちにもお願いするということですが、やはり今現在やっているのは、ちゃんと資格を持って、講習を受けて、それで資格を取ったヘルパーさんや何かが必要支援のケアをしているわけなので、今後そういう形では、そういう専門の方に、事業所になっても笠間市でもお願いするのかどうか、お伺いします。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長。

○福祉部長（小松崎栄一君） これは先ほど申し上げましたように、今国の社会福祉審議会の中で検討されているということで、まだ具体的にどういう形になるかが示されておりません。示された段階で格差が生じないような形で進めていきたいというふうに考えております。

○議長（小藺江一三君） 横倉さん。

○18番（横倉きん君） 次に、特養ホーム、原則要介護3以上に限定し、要介護1・2の人は入れなくなるような今度の内容になってきております。待機者の状況、介護度別にどのようなになっているか、お聞きします。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長。

○福祉部長（小松崎栄一君） 特養ホームの原則入所につきましては、要介護3以上と基本的にはなっておりますけれども、認知症高齢者など、特に見守りが必要な方ですとか、在宅での生活が困難な方とか、特別な理由があれば、要介護1・2の方でも入所は可能ということになっております。状況に応じて対応できるような相談支援体制を強化してまいりたいというふうに考えております。

それから、介護度別の待機者ということについてでございますけれども、特別養護老人ホームの入所者を申し上げますと、待機者につきましては、25年4月現在、要介護1が5名、要介護2が16名、要介護3が27名、要介護4が21名、要介護5で20名、合計で89名ということになっております。

○議長（小藺江一三君） 横倉さん。

○18番（横倉きん君） ぜひ介護が必要な方は、要介護1・2の人でも入れるような措置を取っていただきたいと思います。だれもが必要な医療、介護が受けられる保障、ぜひ進めていただきたいと思い、次に移ります。

国民年金受給者の平均年額はいくらですか。また、利用者の負担増、今回の改正の中身では、一定の所得を超える人たちの利用料を2割に引き上げる、そういう提案がされております。そうすると必要な介護サービスの利用が制限され、受けられなくなるのではないかと心配します。そういう点で、現状の国民年金の平均受給率、その辺をお伺いいたします。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長。

○福祉部長（小松崎栄一君） 年金受給者に係る事業統計ということになります。それによりますと、笠間市の国民年金受給者の平均年金額は、平成24年度末の時点で月額5万2,775円という数字になっております。

それから高齢化の進展に伴いまして、介護費用が今後も増加することが見込まれる中で、制度の持続性を高めることが求められております。保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、現役世代や将来世代への負担を軽減するために、負担能力のある所得の高い方に負担をしていただく必要があるというふうにいわれております。

国の方針では、単身で暮らす高齢者の場合で、年金収入が280万円以上の方が2割負担ということで今提案されておりますけれども、これは被保険者全体の上位20%の方というふうに見込まれているところでございます。

サービスの利用につきましては、自己負担が重くなったときの負担を軽減する高額介護サービスなどの仕組みがありますので、必要なサービスの利用が制限はないというふうを考えております。以上です。

○議長（小藺江一三君） 横倉さん。

○18番（横倉きん君） お伺いします。平均5万2,000円ちょっとということですが、やはり施設に入ると、食事代、部屋代は保険が利かないわけですね。現在平均的な特別養護老人ホームの入所料はどのくらいになっておりますか。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長。

○福祉部長（小松崎栄一君） 特別養護老人ホームの入所の場合につきまして、本人負担分は1割ということになっております。

○議長（小藺江一三君） 横倉さん。

○18番（横倉きん君） 1割負担はわかりますけれども、平均入所額はどのくらいの額になっておりますか。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長。

○福祉部長（小松崎栄一君） これはおおよその数字ということになりますけれども、月額約8万前後ではないかなというふうにとらえております。

○議長（小藺江一三君） 横倉さん。

○18番（横倉きん君） 月額5万で、なかなか8万のところには、これは本人の所得では入れないということです。そうすると、やはり社会的に高齢化が進む、そして地方など

も出てくる。施設に入りたいけれども費用がかさんで入れないという現実があるわけですね。

社会的に支える介護保険からすれば、保険制度になって国が、保険制度が始まる前の半分しか出していない、持続可能ということとか、重点的な施策ということで、施設に入るのも介護度3以上というようなことを出しているということは、やはりますます本当に必要な人が施設に入るのは難しい状況に今あるのではないかと思うんです。

今度、2割になるということで、280万以上といっても、ご夫婦2人でいたら、280万いって、片方が施設に入って、倍になったら、残った人の生活は本当にどうしてやっていくのかなというふうに、8万が単純計算すると、16万になってしまいます。280万で毎月十何万も施設にやると、片方に残された人の生活は非常に困難になってくるのではないかと思います。

やはり、2割に引き上げることはやめてほしいと思うんで、やはりこの辺も、ぜひ市としても、ぜひ社会的に支える介護保険という中からすれば、国がもっと負担を、2割に引き上げをやめるよう要請してもらいたいと思いますが、その辺の考えはどうでしょうか。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長。

○福祉部長（小松崎栄一君） これは国の機関の中で今検討されているということでございますので、それらの動向を注視してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小藺江一三君） 横倉さん。

○18番（横倉きん君） 何回も言うようですけれども、この介護保険、社会的に支える保険ですので、それで強制加入になっているわけですから、やはり健康で安心して生活ができるような介護保険制度にさせていただくよう求めて、質問を終わります。

○議長（小藺江一三君） 横倉さん、いいんですか。一番最後。

○18番（横倉きん君） ごめんなさい。ちょっと質問を取り消して……待ってください。

○議長（小藺江一三君） 横倉きんさんの一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。11時10分に再開いたします。

午前10時59分休憩

---

午前11時11分再開

○議長（小藺江一三君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

13番石松俊雄君の発言を許可いたします。

○13番（石松俊雄君） 13番市政会の石松です。ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従って一問一答方式で一般質問を行います。

質問に入ります前に、本日3月11日は東日本大震災から3年目を迎えます。笠間市でも大勢の方々が被災をされておりますが、震災でお亡くなりになった方々のご冥福と、今もなお全国で避難生活を余儀なくされている方々に、心からお見舞いを申し上げまして、質

問に入らせていただきます。

まず、通告1問目の受動喫煙防止対策について、質問をいたします。

笠間市の受動喫煙防止に対する考え方と具体的な施策について、わかりやすく簡潔にご説明をお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 答弁を求めます。保健衛生部長安見和行君。

○保健衛生部長（安見和行君） 13番石松議員の質問にお答えします。

市の受動喫煙防止に対する基本的な考え方でございますが、受動喫煙防止対策につきましては、健康増進法第25条で「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店、その他、多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない」と定められております。

このほか、厚生労働省健康局長通知によりまして、受動喫煙防止対策の徹底が示され、多数の者が利用する公共的な空間については全面禁煙を原則とした対策が施設管理者に求められているところでございます。

このことから笠間市では平成24年3月に策定しました笠間市健康づくり計画において、喫煙対策は健康づくりの大きな課題ととらえ、施策のテーマの一つとして位置づけたところでございます。

そして、重点目標といたしまして、一つとして、全年代からの喫煙率を減少させることを目指して、特に20代、30代の喫煙率の減少に重点を置く。二つとして、未成年者の喫煙防止環境を整備し、喫煙者をなくす。三つとして、受動喫煙の有害性の広報を強化し、学校、職場、地域から受動喫煙の害を減らす。四つとして、禁煙の意思のある喫煙者の禁煙支援プログラムを進め、禁煙成功者をふやすことを掲げております。

またさらに、施策の展開としましては、喫煙や受動喫煙についての有害性の広報、啓発事業及び喫煙防止教育の実施を基本に、未成年者を対象とした喫煙防止教育及び指導の強化、喫煙や受動喫煙の有害性の広報、公共施設等の分煙化や禁煙化の強化と、受動喫煙防止条例の検討を掲げております。

市民に対しても望まれる市民の取り組みといたしまして、一つとして、健康のため、たばこは吸わないようにしましょう。特に、家庭では子どもの前で吸わないようにしましょう。二つとして、喫煙者は喫煙場所を守り、周囲の人、特に子どもや妊婦の前で喫煙を控えましょう。三つとして、禁煙したい人は病院など医療機関の禁煙外来を受診、相談しましょうとする市民の取り組みを定め、施策を展開することとしたところでございます。

この計画により、まず早急に対応する必要がある、喫煙や受動喫煙の有害性の広報及び啓発に努めるとともに、公共施設の受動喫煙防止対策を推進することとしたところでございます。

具体的にこれまでの笠間市の公共施設の対応について説明しますと、市役所来訪者への

受動喫煙防止対策として、合併後の平成18年10月に、市役所本庁舎などに場所を指定し、喫煙所を設置し、分煙としました。

そして、平成22年12月1日より、職員は喫煙可能時間を就業前後とお昼休み時間に限り、定められた喫煙所の喫煙とし、時間的分煙に取り組んできたところでございます。

さらに、啓発活動としまして、毎年実施している保健センターでの健康講座の開催、市報、健康ホットラインでの広報、また平成23年10月には、県、水戸保健所、笠間市によるたばこに関する地域研修会を友部公民館で市民や市職員を含め77名の出席を得て開催し、喫煙の健康に対する影響を周知したところでございます。

また、昨年9月1日より、市役所本所が施設内禁煙となったことから、笠間市の全公共施設が施設内禁煙となり、受動喫煙防止対策が向上されたところでございます。

さらに、25年12月19日、議会の全員協議会において、笠間市公共施設における敷地内の全面禁煙を段階的に実施することを説明させていただき、12月の週報、2月の市報により、市民の受動喫煙防止の協力をお願いしたところでございます。

そして、平成26年1月より、友部保健センター、障害者福祉センター友部、友部社会福祉会館の3カ所を敷地内全面禁煙といたしました。

このように、笠間市は、市民の健康増進の観点から、市の公共施設における受動喫煙防止の取り組みを積極的に推進することとし、市の公共施設等においては、全面禁煙を原則といたしました。全面禁煙が困難な場合においては、施設の利用目的や対象者、滞在時間などの特殊性を考慮し、禁煙場所を定め分煙とすることとしていますが、将来的には全面禁煙を目指し、受動喫煙防止対策を進めることとしております。

また、施設の環境整備とともに、受動喫煙による健康への悪影響については、情報を発信し、啓発に努めて健康事業づくりに取り組んでまいります。以上が基本的な考えでございます。

○議長（小藺江一三君） 答弁者に申し上げます。簡単明瞭にお願いをいたします。

石松君。

○13番（石松俊雄君） 簡単明瞭ではなくて、一問一答方式ですから質問に答えてください。

今いろいろ言われました。健康増進計画の文章をつらつら読まれただけのように私は思いますけれども、結局、基本的な考え方は別にして、具体的なことでやられているということは、受動喫煙の問題に対する広報等々による啓発活動、あるいは研修、それから公共施設の受動喫煙対策をやったという、その二つだけしか私には聞こえなかったんですけれども、具体的施策はその二つだけというふうなことなんでしょうか。

それから確認を取りたいんですけれども、この受動喫煙防止については、健康増進法の第25条が根拠だというふうにおっしゃられているわけですが、この受動喫煙の認識です、この健康増進法には、「受動喫煙とは、室内またはこれに準ずる環境において他人

のたばこの煙を吸わされることをいう」というふうに定められております。

つまり、これからいきますと、受動喫煙防止対策とは、人に禁煙を強制をすることではなくて、喫煙者にたばこを吸わせないことを求めることではなくて、たばこを吸わない方にたばこの煙を吸わせないようにする、これが受動喫煙対策であるということ認識をきちんとしたいと思うんですが、そういうご認識でよろしいんでしょうかということが一つです。

それから、もう一つは、厚労省からの通達について取り上げられましたけれども、その受動喫煙防止対策についての厚労省からの県知事あての通達を見ますと、受動喫煙防止の措置には、当該施設を全面禁煙とする方法と、それから、施設内の禁煙場所と非喫煙場所を分ける、つまり分煙ですね、この二とおりの方法があるというふうに書かれているんですけども、この受動喫煙防止対策に二とおりの方法があるというふうに市もご認識をされているということよろしいんでしょうか。

○議長（小藺江一三君） 保健衛生部長。

○保健衛生部長（安見和行君） 受動喫煙防止対策の考え方でございますけれども、平成24年10月29日、厚生労働省健康局長通知がございまして、その中に受動喫煙防止対策の具体的方法ということがございます。

その中におきましては、施設区域における受動喫煙防止対策ということで書かれておるわけでございますけれども、その中に「少なくとも官公庁、また、医療施設においては全面禁煙をすることが望ましい」ということが書かれております。

また、全面禁煙が極めて困難である施設、区域においては、受動喫煙防止対策を進めていくということが書かれておりますので、そういう観点から申しまして今回そういった形で受動喫煙防止を進めているところでございます。

○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） 質問に答えていただきたいんですけども、受動喫煙防止というのは、いわゆる禁煙の強制ではないと。たばこを吸わない方にたばこを吸っている人の煙を吸わせないようにすることが受動喫煙防止というふうに認識をしていいんですかということをお聞きしました。それはその認識でいいんでしょうか。

それから、受動喫煙防止対策については、全面禁煙と分煙の二とおりがある。これ、厚労省の通達に書かれています。それもそういう認識でいいんですか。

○議長（小藺江一三君） 保健衛生部長。

○保健衛生部長（安見和行君） 受動喫煙防止対策につきましては、たばこを吸わない非喫煙者に対して、煙を吸わないような措置を講ずるということがございます。

方法としては、禁煙場所と分煙と両方あるということでございます。

○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） やっと質問に答えていただきましたけれども、それでは、公共

施設の全面禁煙について、これからお聞きしますから、これから答えてください。

広報かさまには、「喫煙を原因とする将来の生活習慣病や受動喫煙による健康被害等を防止するため、段階的に全面禁煙とするので、ご理解とご協力をお願いします」、こういうふうに書かれていました。

また、私ども議員に対する全協の説明では、「公共施設における受動喫煙防止対策として、敷地内全面禁煙を段階的に実施をしていくということで受動喫煙防止対策の徹底を図る」、これはさっきおっしゃいましたけれども、そういう説明を受けました。

これから答えていただきたいんですけども、この敷地内禁煙は受動喫煙防止対策として行う、そのように先ほども言われましたので理解をしますけれども、なぜそれを段階的に実施をするのかという理由を一つお答えいただきたい。

○議長（小藺江一三君） 保健衛生部長。

○保健衛生部長（安見和行君） 段階的に実施をする意味ということでございますけれども、市の公共施設については、毎年受動喫煙状況を調査しているところでございますけれども、さらに昨年において、受動喫煙防止対策の推進するために、昨年の7月から8月にかけて市の公共施設における喫煙所の設置状況や利用者の状況を調査しまして、各施設に対してどのような受動喫煙防止対策が必要なのかを検討してきたところでございます。

全面禁煙による受動喫煙防止の徹底に向けては、各施設の利用目的や滞在時間、対象者などの特殊性により判断し、特に健康増進を事業目的とする施設や受動喫煙の被害を受けやすい妊婦、乳幼児、小学生を含む多くの未成年者が利用する施設においては、敷地内全面禁煙を早急に実施することといたしました。

その他の施設につきましては、利用者の周知期間を考慮して段階的に実施することといたしております。

○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） 段階的にする理由を聞きたいんですけども、理由をおっしゃっていただけないでしょうか。済みません。

○議長（小藺江一三君） 保健衛生部長。

○保健衛生部長（安見和行君） 平成26年1月に実施しました友部保健センター、障害者福祉センター友部につきましては、妊婦、乳幼児、高齢者の方々の幅広い年齢層の利用がある施設でございまして、特に保健センターの目的について、健康増進を図る健康保健施設であるために早急に敷地内を全面禁煙とする必要がありました。それから……。

○議長（小藺江一三君） 暫時休憩します。

午前11時27分休憩

---

午前11時27分再開

○議長（小藺江一三君） 休憩を解き、会議を開きます。

保健衛生部長。

○保健衛生部長（安見和行君） 段階的に実施をする理由でございますけれども、施設の利用状況とか、そういった形態によりまして、それで判断をさせていただいております。

○議長（小藺江一三君） 石松さん。

○13番（石松俊雄君） 今一つ、段階的にやる理由がわからないんですね。利用状況じゃなくて、段階的にやっているわけじゃないですか。順番に。これ、何で段階的にやる必要があるのかということですよ。全面禁煙が必要であれば、全面禁煙にすればいいわけですよ。これ、なぜやらないのか、段階的にやる理由を教えてくださいたいんです。

それから、時間がないのもう一つお聞きします。敷地内全面禁煙の対象に、結果、対象になる施設とならない施設が出てくるじゃないですか。この違いは何なんでしょうか。

○議長（小藺江一三君） 保健衛生部長。

○保健衛生部長（安見和行君） 禁煙と分煙をする基準でございますけれども、敷地内禁煙と分煙を区別する基準につきましては、受動喫煙防止対策の基本的な方向性としまして、多数の者が利用する公共的な施設については全面禁煙を原則としております。

特に、市役所とか、支所などにつきましては、諸証明の手続で必ず利用する施設でありまして、また、市民の健康維持とか増進、そういった目的で利用される医療機関、保健センター、少量のたばこの煙であっても影響が大きい部分につきましては、敷地内を全面禁煙とさせていただきました。

敷地内分煙につきましては、市の公共施設であっても、利用料金を徴集したり、館外で飲食等をしながら長時間滞在する余暇施設、あるいは競技等で長時間滞在する施設など、また、勤務状況などの特殊性から、各施設、管理者と協議をいたしまして、全面禁煙が困難な場合においては受動喫煙防止対策に努める敷地内分煙とさせていただきました。ただし、これらにつきましては、将来的には全面禁煙を目指しているところでございます。

○議長（小藺江一三君） 石松さん。

○13番（石松俊雄君） 多くの方が利用する公共施設については全面禁煙にしたほうがいいということですが、これ、どういうことなんでしょうか。利用時間の問題というのは利用時間に長短があるということですか。

それから、料金もらっている、もらってない、お金を払えばたばこも吸っていいということなんでしょうか。この辺の理由は、私は明確ではないので、きちんとした明確なものが必要ではないかなということ。それはどうなんでしょうか。

それから、健康増進法には、先ほど部長もおっしゃいましたけれども、「受動喫煙を防止するために必要な措置を講じるように努めなければならない」というふうには書かれてはいますけれども、全面禁煙という表現はどこにも出てまいりません。

先ほど言いましたら、厚労省の通達の中に、「原則として多くの人々が利用する場所は全面禁煙としたほうがいい」、原則として全面禁煙としたほうがいいというふうに厚労省の通

達にそう書いてあるから全面禁煙とするんでしょうか。

先ほど申しあげました受動喫煙対策には、全面禁煙と分煙の二つの方法があるというふうに言われているわけですがけれども、その辺の見解について、もう一度ご答弁ください。

○議長（小藺江一三君） 保健衛生部長。

○保健衛生部長（安見和行君） 先ほども申しあげましたように、健康局長通知の中にありますように、官公庁とか、医療施設、そういったものにつきましては、全面禁煙をすることが望ましいということがございます。また、市としましても、市民の健康を守っていくという観点から、できるだけ受動喫煙がおきやすい施設については全面禁煙をしていくということでございます。

○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） 健康局長の通達に書いてあるからとか、主体性全くないですよ。これ、市の主体性について聞きたいんですよね。これ、全面禁煙じゃないと受動喫煙防止できないということなんじゃないかな。これが一つです。

それからもう一つは、特にこの本庁舎の全面禁煙を検討するに当たって、利用者は一歩でも外に出れば喫煙ができるわけですよ。敷地外、いわゆるそこら辺の道路上でも喫煙をすることができるわけですね。結局、道路上で喫煙をしていけば、そこでまた受動喫煙の問題、その受動喫煙の害をこうむる方が出てくるわけです。

私としては、素人考えかもしれませんが、そういう害を防ぐ、市民を受動喫煙から守るのであれば、きちんとした喫煙場所を設ける方が受動喫煙防止につながるんじゃないかと思うんですが、そういうことについては検討していただけたんでしょうか。

それから職員の問題ですね。働いている方の問題ですね。これは昼休みと退勤時間、要するに勤務時間外にしか吸えないわけですよ。これは勤務時間中にはたばこを吸っちゃいけないということで禁煙を強制しているという理解でいいんでしょうか。

○議長（小藺江一三君） 保健衛生部長。

○保健衛生部長（安見和行君） まず、敷地内を分煙したらどうかというご質問でございますけれども、本所を例にとりますと、現在南側にある裏玄関、喫煙所が設置されておりますけれども、しかし、玄関に近いことから、出入り口から施設内にたばこの煙が入ってしまうということがございます。また、春とか秋の天気のいい日には、玄関を開けておくことが多いことから、風向きによっては施設内に大量に入ってしまうということもございます。また、外来者も出入りすることから、場所としては問題があると思っております。

では、敷地内の離れた場所に設置したらどうかというご意見もございますけれども、離れた場所になると、民家や道路に面していることがありまして、逆に市民の方からおしかりを受けるのではないかと……。

○議長（小藺江一三君） 部長。そういうことを聞いているんじゃないか。質問によく答えてくれよ。俺が答えるのか。

○保健衛生部長（安見和行君） そういったことから全面禁煙をしたところでございまして、また、職員に対しては、禁煙することが強制ではないかということでございますけれども、職員は禁煙場所以外でたばこを吸うことはできるわけでございますけれども、ただ、長時間喫煙ができないということは強制になってしまうということだと思っておりますが、ただ、出勤前とか、喫煙は可能でございますし、昼休みも場所を替えれば可能だと考えております。

ただ、できればこの機会に禁煙に取り組んでいただきたいと思いますと考えております。以上です

○議長（小藺江一三君） きちんとした場所をつくるのか、つくらねえのかって聞いているんだと思うんだなあ。

○保健衛生部長（安見和行君） 喫煙場所につきましては、先ほども申しましたように、喫煙する場所がなかなか見つからないということもございます。市の施設につきましては、外来者も多いということから、できるだけ受動喫煙を減らしていくという観点から、喫煙場所はつくらないということを考えております。

○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） 逆でしょう。受動喫煙を減らすために、たばこを吸う人はマナーをきちんと持って、喫煙してもいい所で喫煙をなささいというのが受動喫煙防止じゃないんですか。

先ほども申し上げましたけれども、全面禁煙にして、一步でも外へ出て道路の所で吸ったらどうするんですか。その職員は処罰するんですか。庁舎を利用している市民を処罰するんですか。そういうわけにいかないでしょう。

道路に出たら、そこで受動喫煙の被害に遭う人が出てくるんですよ。そういうことについてはきちんと検討された上でこの施策の結果なんですかということをお伺いしているわけです。検討しているのか、検討したのか、検討したのか、検討してないのか、きちんとそこのところをご答弁いただきたいと思います。

それから、市内には、J Tの友部の工場がございまして。それから、約160のたばこを販売している販売店がございまして。さらには喫煙率を換算しますと、人口でいうと1万5,000人くらいの方が喫煙をされています。そういうたばこの生産や販売をなりわいとしている市民、あるいは職員を含めた喫煙者の意見というのは、この施策についてはどのように反映されているんでしょうか。ご説明をください。

○議長（小藺江一三君） 保健衛生部長。

○保健衛生部長（安見和行君） 市民や業者の意見をどのように反映させたかということでございますけれども、市民に対しましては、これまでも生活習慣病対策とか、たばこの健康の害についての広報、健康講座を実施して啓発をしてきたところでございます。

今回、市の公共施設の受動喫煙防止対策については、各施設の利用状況や喫煙状況を確認して各施設において周知してきたところでございます。

市の公共施設の受動喫煙防止対策については、12月の週報や2月の市報において広報してきたところでございますが、現在までに、これに対して2件の問い合わせがありました。これについてはご理解いただくよう説明したほかは、特に市民からの意見はございませんでした。

また、事業者で組織する笠間市たばこ販売組合や日本たばこ産業株式会社とはご意見を聞きながら、受動喫煙防止対策の方向性を説明させていただきましたけれども、この中で、笠間市たばこ販売組合、日本たばこ産業株式会社とも意見の中に一部相違がございました。その相違とは、先ほど議員さんがおっしゃっているように、国の受動喫煙防止対策では、敷地内は全面禁煙を対象としていないのではないかとということでありましたが、市としましては、施設区域における受動喫煙防止対策として全面禁煙が望ましいとの考えで、市の公共施設を利用する市民の健康を守るための法的責任から、敷地も含め実施するということで説明させていただきました。

また、生産組合につきましては、直接ご意見を聞く機会はございませんでした。以上です。

○議長（小園江一三君） 石松さん。

○13番（石松俊雄君） 要するに、問い合わせがあった人には説明をしたということと、あと、全面禁煙にしますという説明をしたということですよ。

先ほども私申し上げましたけれども、これ、本庁舎に限ってですけれども、敷地内全面禁煙にしたとしても、一歩外に出た場合、またそこで受動喫煙の被害を受ける人が出ますよ。そういう意味で言うと、きちんとした喫煙場所を設けた方が、私は受動喫煙対策になるんじゃないかなと思います。そういう意見だってありますよ。これ、私だけじゃないですよ。そういうふうにおっしゃる方がいますよ。そういう人の意見というのは聞かなくていいんですか。私はそこが問題だというふうに思います。

それからもう一つは、受動喫煙と言った場合に、たばこを吸っている人が自分の健康を害するだけじゃなくて、そのたばこを人に吸わせることによって人の健康も害しているんですよということを自覚してもらうような、そういうことが必要なわけですよ。そういうことをきちんと市民が自覚するような、そういうことは何でやらないんですか。それこそ敷地内全面禁煙にするよりも、そっちの方が私は先じゃないかと思えます。

それからもう一つは、ご存じですか、友部の駅前。どういうふうになっているか。友部の駅前、喫煙所が設けられています。その喫煙所は囲いも何もありません。たばこを吸っている方の煙はホームの中に入ってきます。バス停のすぐ近くです。そのバス停、子どもたちが待っています。その子どもたちが受動喫煙の被害をこうむっているわけですよ。そういうことについては早急に対策を取らないんですか。

それから飲食店、ご存じですか。禁煙席と喫煙席、分かれています。禁煙席と喫煙席、分かれているだけで、禁煙席に座っている方は、喫煙席でたばこを吸っている方の煙を吸

っているんですよ。それが民間の飲食店の今の受動喫煙対策の現状なんですよ。そういうことを早急になんとかするということが市民を受動喫煙から守ることにつながるんじゃないんですか。

私はやるべきことが違っていると思いますね。しかも、そういうことが何で担当課、行政が把握できないかというのは、市民と共通の議論をする場を設けないからじゃないんですか。

私はこの施設内禁煙についても、公共施設の全面禁煙についても、方法を先に行政が決めて実行するんじゃないかと、そういう方法がいいのかどうか、何でそういう方法を取るのかどうか、そういうことをまず市民と共有することが大事なんじゃないんですか。

私は公共施設の全面禁煙をまず決めるよりも、まず、受動喫煙対策を市がどうやってとるのか、いわば受動喫煙対策のガイドラインつくって、市民と一緒につくる、そういうことがあって、初めて具体的な施策に入るとというのが普通のやり方なんじゃないですか。どうしてそういう手法を取らないんですか。どうして慌てて敷地内禁煙だけ先に進めるんですか。その理由を教えてください。

○議長（小藺江一三君） 保健衛生部長。

○保健衛生部長（安見和行君） 確かに駅前のそういった喫煙所、それから飲食店での喫煙、そういったもので受動喫煙が起こっている状況というのは多々ございます。そういう観点から、市としましては、笠間市健康づくり計画をつくりまして、その喫煙テーマの課題として喫煙者全体を減らすという観点から、未成年者の喫煙防止環境を整備しながら、喫煙者をなくすこと、それから受動喫煙の有害性の広報を強化したり、学校、職場、地域から受動喫煙の害を減らすことを目標にして事業をいろいろと推進しているところでございます。

先ほど述べましたように、受動喫煙防止及びたばこの有害性については、広報や保健センターでの健康講座、健康教育相談において具体的に取り組み、情報の共有をしておりますので、受動喫煙の害については認識は深まってきているものと感じております。

○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） こんな状態のまま受動喫煙防止条例の検討に入っていくんでしょかね。

○議長（小藺江一三君） 専門屋で、課長、答弁する。保健衛生部長。

○保健衛生部長（安見和行君） 受動喫煙防止条例の検討につきましては、笠間市健康づくり計画にも位置づけられているところでございますけれども、市単独で制定することは、市内の事業所の影響も大きいと想定されることから、広域的な取り組みが必要と考えております。こうしたことから、県内市町村の状況や社会全体での喫煙環境の状況を踏まえて、受動喫煙防止対策ガイドラインや条例の必要性についても考えてまいりたいと思っております。

○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） 考え方を改めていただけないですか。県内市町村の状況を踏まえてじゃないですよ。まず、市民でしょ。市民の声を聞くことが大事なんじゃないですか。

健康づくり計画は市民参加でつくりました。健康づくり計画はそうやってつくりましたよ。でも、個々の施策については市民参加でやってないじゃないですか。受動喫煙防止対策をやるんだったら、笠間市としてはなぜ受動喫煙防止対策が必要なのか、どういう受動喫煙防止対策をいつごろやった方がいいのか、そこにきちんと市民と意見を反映させないといけないんじゃないですか。

協働のまちづくり指針をつくっていますよ。個々の施策でそういうことが実践されていかなかったら、絵に描いたもちじゃないですか。いくら市民活動家が頑張っても、市民との協働、NPOとの協働をやろうと云って、個々の施策でそういうことがやられていなかったら、これは全く進みませんよ。

たばこ吸っている方、たばこをなりわいにしている方、これ、信頼関係なくなっているんじゃないですか、今行政と。ここが私は問題だと思います。だから公共施設の全面禁煙とか、先に具体的な施策に走るのではなくて、もう一度仕切り直しをして、きちんと市民と議論をして、受動喫煙対策のガイドラインをちゃんとつくる、そういうことを行政はやるべきじゃないんですか。そういう方向性を持ってください。

○議長（小藺江一三君） 保健衛生部長。

○保健衛生部長（安見和行君） 今まで受動喫煙防止対策につきましては、いろいろな部分で市民に周知をしまいったところでございます。これからも市民と共有するために、広報啓発を進めていきたいと考えております。

これは以前からもそういったことで進めてきているということでございます。一つの指標でございますけれども、喫煙率で申しますと、平成元年、これはJTさんの調査でございますけれども、平成元年当時で、男の喫煙率が61.1%、女が12.7%、それが現在では、25年5月調査現在で、男が32.2%、女が10.5%と減少しているところでございます。

国、県、市町村通じて、そうした受動喫煙防止対策、そういったものを広報啓発をずっとしてまいったのがそういった原因につながっているのかと考えております。

○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） 同じことを何度も聞いて時間がなくなって困るんですけども、要するに、周知はされているということはわかっていますよ。先ほども言いましたよ、広報啓発をやっているというのは。

もう一つは、公共施設の全面禁煙をやるでしょ。やるけど、そこにはきちんと市民と協働の議論をする場とか、そういうの、ないじゃないですか。具体的な施策に入る前に、受動喫煙対策ガイドラインをつくって、そこにきちんと市民と共有していく、受動喫煙の問題を共有していく、どういう具体的な施策がいいのかと市民と納得の上で、そういう施

策を進めていく、そういう手法を取ってくださいと私は申し上げているんですよ。そういう手法を取っていただけないんですか。

○議長（小藺江一三君） 保健衛生部長。

○保健衛生部長（安見和行君） 市民と議論をするということでございますけれども、喫煙者につきましては、市民と言いましても、喫煙者との議論という話になってくるのかなと思っております。

先ほど申しましたように、市報とか週報で全面禁煙をしますよということで、周知したところ、ほとんど問い合わせがなかったと。現在も本庁について申し上げますと、喫煙所は裏の見えない所にあるわけでございますけれども、総合案内に来て、喫煙所はどこにあるんだという問い合わせもほとんどないというような状況でございます。そういったことから受動喫煙防止対策については、禁煙も含めて市民の理解をいただいているのかなと思っております。

○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） そこは理解されていないと言っているじゃないですか。飲食店の状況も言いましたよね。それから友部駅前も言いましたよね。それが市民の意識の現状じゃないですか。受動喫煙の害とか、受動喫煙やめなきゃいけないとか、そういうことが広まっていないじゃないですか。ただ広まっていない状況を放っておいて、公共施設だけを全面禁煙にする、これで問題解決しないでしょということを言っているんですよ。

笠間市は市民も一緒に主体的に行政運営を進めていくために、協働のまちづくり指針をつくったじゃないですか。個々の施策でもそれをやるべきでしょ。あなた方が施設内全面禁煙をしますと決めて、こうしますからと市民に説明、周知徹底はやっているかもしれないけれども、受動喫煙防止対策は、笠間市としてはどういう施策をやったほうがいいのかというのは、市民と一緒に議論したりとか、市民にどうですかという投げかけをしたりとか、そういうことはやってないわけじゃないですか。そういうことをやらずして、問い合わせがないから市民が納得しているというのはおかしいですよ。これは行政としておかしいんじゃないですか。私は改めるべきだと思いますよ。そういうことについては問題意識を持たれないんですか。

○議長（小藺江一三君） 健康増進課長山田千宏君。

○健康増進課長（山田千宏君） 実は、市民の意見は聞かないんじゃないかということなんですけれども、うちの方で保健センターを3カ所持っておりますして、施設内はすべて禁煙になっておりました。ただし、外では吸える状態であったということで、例えば検診なんかでたばこの煙が入ってきて困るだとか、そういう苦情が寄せられていたことがあります。

そうした事実をもとに、国の通達から言うと、先ほど議員さんおっしゃってございましたけれども、全面禁煙が基本だと。どうしてもできない場合には分煙ということで喫煙場所

をつくるというのが基本ということで、笠間市としては全面禁煙を目指していくということで意思決定をさせていただきました。

その過程の中で、各施設の喫煙場所、喫煙している人数だとか、そういったものを踏まえまして整理をさせていただいたのが今回のものであります。差し当たって市の施設をどうするかということで、今回整理をさせていただきましたけれども、地域全体についてはまだ県内でもそれほど整理もされていない、そういった中では、今後状況を踏まえて判断していくのかなということで考えております。以上です。

○議長（小藺江一三君） 石松さん。

○13番（石松俊雄君） 要するに、もう決めたということですよ。だから結局そこが問題でしょというふうに思うわけですよ。差し当たって公共施設を全面禁煙にしていくって、そうじゃないでしょって。市民と、具体的などの施策がいいのかという、市民と一緒に施策を決めていかないといけないじゃないですか。そこの決定過程に市民が参加していないということが私は問題だというふうに申し上げているわけです。

最低でも、今後喫煙している人も、喫煙していない人も同じ市民ですよ。たばこを販売する、たばこを生産することをなりわいにしている人も市民ですよ。そういう市民全部と一緒に受動喫煙対策を考えていく、そういうことぐらいは言っていただかないと納得できないですね。そういう姿勢でやっていただけますか、これから。

○議長（小藺江一三君） 保健衛生部長。

○保健衛生部長（安見和行君） 市内の公共施設の以外の部分で、駅前の喫煙所とか飲食店とか、そういった所もございます。そういった対策もこれから進めていかなければいけないと思いますけれども、まず、公共施設から受動喫煙防止対策を取り組んで、それを市内に発信をしていくことも一つの方法として考えております。

今後、そういったガイドラインとか、条例とか、考えていく中では、笠間たばこ販売協同組合さん、それからJTさんとも相談をさせていただきますけれども、あくまでも公共施設については全面禁煙ということが基本的に方針を決めておりますので、その中で進めさせていただきたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） もう時間がないのでこの質問はやめますけれども、これから先進めるに当たっては、ちゃんと市民の意見を聞くということで、その姿勢は保っていただきたいと、そういう姿勢で進めていただきたいと思いますけれども、公共施設の全面禁煙の決め方については、私は市民に投げかけたいと思います。こういう経過で決まったんだということは私は問題だと思いますよ。ここは行政と市民の信頼関係が損なわれますからね。そこだけはよく自覚をしておいていただきたいと思います。以上でこの質問は終わらせていただきます。

〔発言する者あり〕

○13番（石松俊雄君） 次の質問に移ってよろしいでしょうか。

2問目は子ども・子育て新制度と市の対応についてであります。

政府は、子ども・子育て新システム関連3法に基づき、子ども・子育て支援新制度の本格実施を目指しております。この新制度の実施主体は市町村であり、笠間市でも笠間市子ども・子育て会議条例を制定し、笠間市子ども・子育て会議を設置いたしました。この会議で施設や事業の認可基準などが決められていくわけですから、今後いかに市民や現場の声、要求を集め、制度に反映していくことが求められております。

また、児童福祉法に基づく措置制度を廃止して、事業者と保護者による契約制度に代え、基準も緩和するということは、子育ての市場化を加速するのではないかという指摘や、児童福祉法に基づく市町村の保育実施義務がなくなって、市町村は保育の必要度の認定と保護者向け補助金給付などに限定され、施設増設は事業者の参入次第、保護者は自己責任で施設を探して直接契約することになる。これでは入所ができない、そういうことも生じるのではないかという不安も出ております。

そこでお伺いをいたします。この制度によって何が大きく変わるのか。笠間では具体的にいつから何がどう変わるのかをご説明をください。

○議長（小藺江一三君） 答弁を求めます。福祉部長小松崎栄一君。

○福祉部長（小松崎栄一君） まず、子ども・子育て新制度の市の対応につきまして、具体的にいつ何がどう変わるのかというご質問でございますけれども、子ども・子育て新制度の目的といたしましては、待機児童の解消や幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するというところで、27年4月から本格実施ということにされております。

本市におきましては、教育、保育を受けようとする保護者の申請によりまして、保育の必要性などの認定作業を本年10月から行い、利用者の希望に合った施設での教育、保育を実施することといたしております。以上です。

○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） 具体的には何が変わるんでしょうかね。その辺の説明をもう少しだけないでしょうか。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長。

○福祉部長（小松崎栄一君） 新制度では、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に進める仕組みの導入ということですが、税と社会保障の一体改革による消費税率の引き上げによる財源によりまして、幼児教育、保育、子育て支援の質、量を充実させるということにしておりますが、笠間市としましては、幼保連携認定子ども園を今度新たに実施するわけですが、そこで単一の施設としての認可、指導監督等を一本化することによりまして、二重行政の解消を図りながら、認定子ども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付を創設することによる財政措置の充実を行っていきたいというふう

に考えております。

○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） 具体的にお聞きしたいんですけれども、介護保険のように、事業者と利用者の契約制度に変わっていくというふうに私どもは伺っているんですけれども、これは市が幼保育度の認定を行って、あと、利用者が施設と契約していくという制度になるんですけれども、この場合、施設が足りないとか、あるいは障害をお持ちのお子さんが入る場所がないとか、そういうことが生じるということはないんでしょうか。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長。

○福祉部長（小松崎栄一君） 保育の公的責任の部分になるかと思っておりますけれども、児童福祉法に従いまして市町村の保育の実施義務ということで、新システムになりましても、市の責務は変わらないというふうに考えております。

○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） 施設が足りなくて、入れないという子どもは出ないというふうに理解していいんでしょうか。

時間がないので、次もお聞きしたいんですけれども、国庫補助金がなくなりますよね。保育所の新設や増改築する場合に、4分の3を国と市町村が負担してきた、安心子ども基金というふうにいわれていますけれども、これがなくなってしまうと、保育所を増改築するときの補助金がなくなってしまうんですが、こういうものに対する影響というのは出てこないんですか。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長。

○福祉部長（小松崎栄一君） 保育所整備の国庫補助廃止ということが議論されているわけですが、施設型給付を受ける認定子ども園、幼稚園、保育所の施設整備については、それぞれの設置基準に基づきまして整備費用と減価償却費の全国的な状況を勘案しまして、その一定の割合に相当する額を組み込む形で施設型給付、委託費を設定し、長期にわたって標準化した形で施設整備を支援することと考えられておりまして、具体的な給付水準については今後検討するというようにされております。

なお、当面緊急に対応する必要がある増加する保育事業に対応するための施設の新築、増改築、それから耐震化、それらについては法改正の児童福祉法の中に交付金による別途の支援を規定されているというところでございます。

○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） 済みません、期間がないので、まとめてお聞きしたいんですけれども、一つは保育基準の格差ですね。これ、幼稚園、保育園、認定子ども園、認定子ども園も4種類になると思うんですが、これが保育基準がどういうふうに新制度の中で変わっていくのか。格差が出てくるんじゃないかという不安が出ています。これについてもご説明をいただきたい。

それから保育時間を短時間保育と長時間保育を市が認定してということになるんですが、これ、同じ施設で長時間の子どもと短時間の子どもが一緒になっていると、子どもたちの生活のリズムが狂ってしまうんじゃないかという、そういう問題点も指摘されていますが、こういうことは生じないのでしょうか。

それから保育料の負担、笠間市は県内で3番目に保育料金が安い状況にありますけれども、こういう保護者の保育料負担というのはどのように変わるのか。

それから幼保連携認定子ども園の認定促進のために、インセンティブが付与されるというふうにも伺っているんですけども、これ、笠間幼稚園、てらぎき保育園、稲田幼稚園、いなだ保育所の幼保連携の認定保育園つくりますけれども、このインセンティブというのは新しい制度の中ではあるのでしょうか。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長。

○福祉部長（小松崎栄一君） まず、保育基準の格差でございますけれども、現在まだ国でその基準の論議がされているという段階でございます。今後具体的なものが示されてくると思いますが、市としましては、小規模保育、それから事業所内保育などの地域型保育事業の認可基準、放課後児童クラブの設置運営基準とか、それから給付対象として確認を受ける認定子ども園、幼稚園、保育所の運営基準、給付の対象として確認を受ける地域型保育事業の運営基準の決定、保育料の決定など、重要な義務を行うこととなりますので、有識者、教育保育関係者、子育て中の市民でつくる子ども・子育て会議において十分議論をしまして、混乱をしないような制度として進めていきたいというふうに考えております。

認定子ども園のインセンティブにつきましても、今後国の基準が示されてきます。保育料につきましても、公定価格というのが国の方で示すとされておりますけれども、まだ具体的にそこまで示されておられませんので、それらの動向を見ながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） この質問をしておりますけれども、多分私と福祉部はわかっているんでしょうけれども、多分ほかの方は全然わからないというのが実情ではないかと思えます。それは別にこの実情だけではなくて、今の市民の現状だというふうに思うんですね。

この新制度の一番の問題点というのは、今までは保育所は厚労省管轄、幼稚園は文科省管轄、これが財源化が一つに絞られて、子ども・子育て給付金になってしまうということですよね。

この給付の仕方も保育料金とかそういう給付の仕方ではなくて、施設型の給付になったりとか、あるいは地域型の保育給付ですね、小規模保育だとか、訪問して保育をすることだとか、そういうことも新しいことが含まれてくる。そういう制度ですよね。これが多分なかなか市民の皆さんは理解されていないだろうというのが一つです。

それから、もう一つは、あなたはその働き方だったら、あなたのお子さんはこれくらいの保育時間が必要です。長時間と短時間の保育に分けられて、その保育時間を決められるのは市町村で決めるようになるんですよね。笠間市で私の子どもの保育時間が決められて、その保育時間に沿った施設が決められて、その施設と私が子どもを預けるために契約をしていくという、そういうふうになっていくわけですよね。これも大きく変わる点だと思いますね。この理解も多分ないというふうに思うんですね。

つまり、市町村の裁量権が大きくなっていく。笠間市の保育に子ども教育だとか、保育に対する裁量権というのがものすごく大きくなっていく。市が決めなければいけないことがいっぱい出てくる。だから子ども・子育て会議をつくって、今計画を議論しているわけじゃないですか。そういうことが、私は市民にきちんと伝わっていないと思うんですね。

これはいただいたんですけども、アンケートの用紙をいただきました。このアンケートの用紙にも、子ども・子育て支援新制度ができるからアンケートを取りますよと、保育料の調査をしますよというふうには書かれていますけれども、今ほど私が申し上げたような新しい制度によってこう変わるんですよというのはどこにも説明がないんですよ。

広報も見てみたんですね。「かさまポケット」の56と59に「子ども・子育て支援制度ってなに？」っていうので書いてあるんですけども、これも具体的な子ども・子育て支援制度ってこう変わるんですよ、今ほど私が申し上げたようなことは書かれていないんですね。こういう状態のまま子ども・子育て会議ができて、今議論が始まっているわけですけども、国のこの新制度によって大きくこう変わるんだと、市の裁量権がふえるんだということをもっときちんと市民にわかりやすく私は伝えるべきだろうと思うんです。

その上で、子ども・子育て会議の中で物事が決まっていくというのは、それはそれで結構なんですけれども、新制度によってどう変わるのか、これは笠間市だけではなくて、茨城県自体も私は問題があるなというふうに思っているんですが、ほかの県では、この制度がわかりやすいように、自分たちでパンフレットをつくって市民に配布したりしているんですね。県内にはありません。これ、私が見たのは神奈川県をやつなんですけども、あるいは神奈川県の厚木市をやつなんですけども、こういう努力も私は必要じゃないかと思うんですね。こういう努力をぜひやっていただきたいんですが、やっていただけませんか。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長。

○福祉部長（小松崎栄一君） 子ども・子育て支援の新制度につきましては、質の高い幼児期の学校保育、保育の総合的な提供、それから、保育の量的拡大、確保、教育保育の質的改善、それから、地域の子ども・子育て支援の充実と、この三つが大きな柱になっております。

今現在、笠間市でも子ども・子育て会議を設置いたしまして、議論が始まったところですが、現在、子ども・子育て支援計画に向けてのアンケートじゃなくて、ニーズ調査にな

るわけなんですけれども、ニーズ調査を実施いたしまして、83.5%という高い回収率の中で回収を行い、今集計作業を行っているところです。

全国的に今その作業が行われておりまして、それが最終的に国の量的な基準にどう結びつくかというものになってきますので、それらの動向を見ながらということになりますけれども、当然周知につきましては、例えば教育である幼稚園と保育園が一体となるとか、今までにない大きな変革もありますので、積極的な市民への周知を図っていきたく思いますけれども、今まで幼稚園は教育、それから保育は福祉という、いわゆる二重行政の部分がありましたけれども、26年度からはそれを一元化いたしまして、幼保連携推進室を子ども福祉課内に設置をし、それら子育て当事者である市民が混乱しないような十分な対応をしてまいりたいというふうに考えております。

また、新年度からも市民への周知はもとより、保育所、保育園で組織する保育協議会ですとか、私立の幼稚園で組織する私立の幼稚園の連合会ですとか、そういう教育、保育団体の情報も積極的に提供してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） 言い方が悪いかもしれないんですけれども、今の行政の欠点なんですけど、先ほどのたばこの受動喫煙の問題もそうなんですけど、当事者だけの話にやっぱりなってしまうんですね。

そうではなくて、やっぱりこれは市民全体にこの子ども・子育て新制度というのがどういうものなのかというのをきちんと周知徹底をしていただきたいというのが、私の質問の趣旨なんですよ。

例えば地方主権改革の問題について、今笠間市には地方分権ということで特別にサイトの中にページをつくっていただいて、詳しい説明をしていただいております。そういうサイトでも結構ですし、広報に連載するという形でも結構です。あるいは、パンフレットをつくるというのも結構です。「かさまポケット」という子育て支援のサイトもありますよね。そういうところにぜひ、先ほど私が申し上げましたような、この新制度の具体的な中身、何がどう変わるのかというのをぜひつくっていただきたいなということを最後に申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長。

○福祉部長（小松崎栄一君） おっしゃるとおり、周知、広報、大変重要だというふうに考えております。今般、「子育て支援ガイドブック」というのを改定いたしました。その中にもこの部分に触れて掲載をしているところがございます。今後とも周知につきましては、積極的な情報提供をしていきたいというふうに考えております。

○議長（小藺江一三君） 石松俊雄君の質問を終わります。

ここで、休憩をいたします。1時10分に再開いたします。

午後零時11分休憩

---

午後1時11分再開

○議長（小藺江一三君） 休憩を解き、会議を開きます。

12番西山 猛君が着席をいたしました。

また、藤枝副議長につきましては、本日開催されます東日本大震災3周年追悼復興記念式典に出席しておるため、欠席をしております。

傍聴席の方々に申し上げます。携帯電話等をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードに設定をしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

10番鈴木裕士君の発言を許可いたします。

○10番（鈴木裕士君） 議席番号10番鈴木裕士でございます。私は一問一答方式で行いますので、執行部の皆さまにはよろしく願いいたします。

最初の質問はやや範囲が広がりますけれども、ご了解をお願いいたします。

ことはこれまでに回数は多くありませんでしたが、例年になくたくさん雪が降りました。去る2月8日から9日にかけて、私の住んでいる上郷地域で約27センチ、山間部では30センチを軽く超えたものと思われ、ここ数十年なかった積雪量でありました。

また、14日から15日にかけては、茨城県のほぼ全域が雨になったこともあり、それほど心配する積雪量ではありませんでしたが、マスコミ報道でご承知のとおり、関東山沿いや山梨県では交通がマヒし、孤立住宅が発生しただけでなく、それが長期化した、あるいはビニールハウスが倒壊したなど、甚大な影響がでました。

2月8日と9日の雪による影響を顧みまして、また、14日と15日の低気圧がもう少し東側にそれていたならば、ということを考えて質問をいたします。

昨日の野口議員の質問に対し、2月8日と9日の雪によって茨城県全体では11億円、本日の茨城新聞では27億だったですか、そういう報道がありましたけれども、そのような金額の被害が発生いたしまして、笠間市での被害はビニールハウス30棟の倒壊、それからイチゴの親株がその後の雨で冠水したとの回答がありましたので、回答があった部分については質問を省略し、それ以外の部分について質問をいたします。

ビニールハウスの倒壊でありますけれども、笠間市内で農家1戸当たりの最大被害額はいかほどになりますか。できれば再建したときの金額でお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 答弁を求めます。総務部長阿久津英治君。

○総務部長（阿久津英治君） 農業被害の災害被害額というご質問でございますが、園芸関係で、全壊のハウスで、ケースがちょっと合わさっていますので、全壊が11件ございまして、その合計が220万円の被害になっております。

○議長（小藺江一三君） 鈴木（裕）君。

○10番（鈴木裕士君） 予定の質問というか、事前通告はしていなんですけれども、被

害額ということで、私が聞いたのは農家1戸当たりで最大の被害額が幾らになっているかということですので、その辺の回答をお願いします。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（阿久津英治君） 手持ちの資料では全壊、大破、中破、小破と、そういった区分でそれが何件あって、被害額が幾らだという表しか手持ちはございませんので、その部分についてはわかりません。

○議長（小藺江一三君） 鈴木（裕）君。

○10番（鈴木裕士君） 確かに事前に通告していないのであれかと思うんですけども、一応その辺ぐらまでは事前に把握しておいていただければと思います。

それはそれでしょうがないですけども、恐らく集中して被害が出ているということは想定します。そうしますと、その被害額によっては再建できるのもなかなか大変じゃないかなという気がいたしますので、支援、この辺を充実してほしいと思います。

それと、この前みたいにある程度の雪が降りますと、山の樹木、これも被害が出ます。皆さん方、恐らく山林の樹木については余り関心がないかと思うんですけども、雪によっては樹木の被害も発生いたします。この辺について、もし把握していましたら回答をお願いします。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（阿久津英治君） 把握してございません。

○議長（小藺江一三君） 鈴木（裕）君。

○10番（鈴木裕士君） それならそれで……。

○総務部長（阿久津英治君） 先ほどのシイタケハウスの被害でございますが、ハウス被害1戸400万円でございます。

○議長（小藺江一三君） 鈴木（裕）君。

○10番（鈴木裕士君） わかりました。400万円ということになりますと、農家にとって純然たる400万円の利益を上げるのはなかなか容易ではないかと思えます。先ほど言いましたように、農家に対しての支援、これをよろしくお願ひしたいと思えます。

以上で、①の被害状況、これについての質問を終わります。

次いで、②の質問に移ります。

あの雪の結果、9日未明から道路にもたくさんの雪が積もって、外出には困難な状態でありました。私の住んでいる上郷地域は山間部で山に面した集落があることから、通行量の多い県道に出るまでに坂道が多い、あるいは山陰になって雪解けが遅くなる、こういった場所が多いわけです。それに駅までの距離もある。こういったことから、車はおろか、徒歩での通行もできない状態で、大げさに言えばしばらくは陸の孤島の状態でありました。

この笠間市全体を見ても山間部が多いわけでありまして、ほかにも同様な地域が多数あったかと思えます。近所の方から除雪はどうなっているのかという問い合わせが

ありまして、私は過去の経験からいって、今主要道の除雪で手がいっぱいであって、そのうちにこちらにも来るでしょうという返事をしたのですが、ほとんど終日除雪が行われませんでした。

自主防災組織の発動をしようと思ったんですが、田舎道ですから距離が長いし、雪の量も多いと、こういったことから余りにも作業量が多くなるので断念いたしました。

途中で農作業用の重機を持っている方に依頼して、ある程度の除雪を行ったものの、距離的に満足の得られる状態ではありませんでした。

積雪量の多さも問題でしたが、冷え込みによる路面の凍結は非常に危険で、だれもが危惧するところでありまして。特に今回は10日が月曜日でありまして、大部分の方は仕事に出かける関係から、除雪の進展状況に関心を持っていたと思います。

そこで質問ですけれども、市民の方からの除雪要請、これは延べ何件くらいあったのか、回答をお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長竹川洋一君。

○都市建設部長（竹川洋一君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

市民の方々からの除雪の要請の件数でございますけれども、2月9日に笠間地区で6件、友部地区で1件、岩間地区で1件、翌日の10日には笠間地区で3件、友部地区で2件、岩間地区で4件、合わせまして17件の除雪要請がございました。

除雪につきましては、10日までには17件のすべての除雪作業は終了してございます。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○10番（鈴木裕士君） ありがとうございます。この除雪要請、私が思ったより少なかったもので、やや安心したわけでありまして。

9日は日曜日、雪は9日の早朝にはやんでいました。これまでのケースでは、午前中に主要な道路の除雪はほぼ終わっていたように思います。回答にありましたように、10日になっても除雪要請が9件あったわけですね。9件もあったということは、9日での除雪がかなり残っていたこととなります。9日、10日とも朝晩の冷え込みはそれほど厳しくはありませんでしたので、10日にはタイヤに工夫をすれば朝から何とか走ることができましたが、10日は月曜日で出勤する方もたくさんおりまして、冷え込みがもう少し厳しかったら、スリップ事故が多発したものと背筋が寒くなった次第であります。

そこで関連した質問でありますけれども、もっと早く除雪ができなかったのかと思うところでありまして、いかがでしょうか。回答をお願いします。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長。

○都市建設部長（竹川洋一君） もっと早く除雪ができなかったものかのご質問でございますけれども、除雪作業に当たりましては、駅前周辺や二車線の整備された幹線道路、また、急な坂道や日陰で雪が残る場所等を優先に除雪をしたところでございます。

今回の除雪の要請のあった地区につきましては、道路付近の狭い、通行量の少ない道路

や山間部の道路が多かったことから、大型重機では対応できずに、小型重機を回送いたしました。除雪をしたところでございます。

また、住民の皆さま方にも安全な通行を確保するために、凍結する前に自宅前または職場等の周辺で除雪の協力をいただいたところでございます。

つきましては、今後は早急に除雪作業がスムーズに進むように、大型重機ばかりだけでなく、小型重機を保有している業者等に、どのくらいあり、どのような体制、協力がいただけるかなどを建設業協会やまた管工事組合、また造園協会組合などと連携を密にしまして、除雪に対応できる重機や作業員を確保してまいりたいと考えております。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○10番（鈴木裕士君） ありがとうございます。以上で、②番の除雪要請件数、それとそれに関連した質問を終わります。

繰り返しますけれども、9日は大部分の方は休みでしょうが、休みの日でも、あるいは他の人が休みであるがために出勤しなければならない方もおりますので、このような観点から質問に入ります。

恐らくこういった除雪ということに関しても、部内、課内でマニュアルができていますかと思えますけれども、こういった積雪予想に対して、行政から業者に対する出動要請、これはどのようになっているのか、マニュアル面から見て、それから国道や県道、それから市道、これには1級、2級とランクづけがあると思うんですけれども、市道のレベル、こういったものに合った出動要請体制、これはどのようになっているのか、回答をお願いします。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長。

○都市建設部長（竹川洋一君） 除雪等に関する対応状況と常日ごろにおける除雪要請及び道路レベルに応じた業者の出動要請体制のご質問でございますけれども、笠間市では、笠間市建設協同組合協会と災害時の応急作業に関する協定を締結しているところでございます。

今回の雪につきましても、前日の水戸気象台からの低気圧の影響による大雪との予報がされたことから、7日金曜日には協定書に基づきまして、建設業協会に除雪の依頼をしたところでございます。

作業の状況といたしましては、9日の早朝より、笠間地区で10社、友部地区で5社、岩間地区で5社の協力をいただきまして、重機29台により幹線市道より順次除雪をいたしました。

また、国道50号線は市外の建設業者が、また、県道につきましては、市内の建設業者がそれぞれ道路管理者と委託契約によりまして、路線ごとに除雪を行ったところでございます。

今後につきましても、気象情報等に十分注意を図りながら、緊急時に迅速な対応ができ

るよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○10番（鈴木裕士君） ただいまの回答の中で、国道、県道についても、市内の国道、県道、これは笠間市内の業者が担当するというように理解しました。

そうしますとこの優先順位というのはどういった形で考えられているのか、あるいは普段から要請されているのか、つまり、まず国道を優先してその後県道をやって、その後市道1級をやって、市道2級をやると、そういった何かの優先順位というものがありましたら、回答ください。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長。

○都市建設部長（竹川洋一君） ただいまの鈴木（裕）議員の方で全部の業者が市内というお話でございましたけれども、国道に関しましては、50号線につきましては、市外の業者が対応をしているところでございます。

笠間市の場合、市道につきましては、おおむね幹線道路をメインに除雪作業を実施しております。また、狭い狭あいの道路等につきましては、順次、幹線道路が除雪完了する次第入るような形をとっているところでございます。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○10番（鈴木裕士君） わかりました。私と違って、毎日仕事をされている建設協力会の方々には、休日でも過酷な作業を強いることになりまして、これからの質問は心苦しいのでありますけれども、関連して質問いたします。

全部で29台、たくさんの重機が出動されたことはわかりました。各地区での、あるいは各業界の方々の作業開始時間及び9日と10日の稼働時間、これはどのようなものであったのか、何か報告書のようなものが提出されていまして、回答をお願いします。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長。

○都市建設部長（竹川洋一君） 稼働開始時間、また稼働時間はどのようなものであったかというご質問でございますけれども、除雪作業報告書の提出は年度末にまとめて提出をしていただくところでございます。

全体の把握はしておりませんが、また、費用等については実費程度の支払いをさせていただいているところでございます。

事業者からの聞き取りや現場等の確認で、また事業者により作業時間等は異なりますけれども、9日の午前7時から10日の午後までの時間を対応していただいたところでございます。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○10番（鈴木裕士君） ただいまの回答の中で、報告書がまだ提出されていないと。私としてはちょっと驚きなんですけれども、1カ月以上たって驚きなんですけれども、今回の質問は別なほうにありますので、取りあえず了解しました。

今答弁のあった中で、実費程度の支払いという言葉が出てきました。そこで関連して質問するわけですが、重機の出動、あるいは時間外の長時間の労働、あるいは休日の労働、労働基準法でいけば割増賃金も払わなければいけないような労働条件かと思えます。こういった出動に対しての対価の支払いと申しますか、費用の弁償、この辺は実費程度というのはどれぐらいを指すのか、ちょっとぼやっと霧に隠れたような回答なんですけれども、もし差し支えなければ、回答をお願いしたいんですけれども。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長。

○都市建設部長（竹川洋一君） 冒頭申し上げました、笠間市では建設業協同組合と災害の協定を締結しているところでございます。その中ではボランティアでの協力をいただくというような内容にもなっておりますので、重機の燃料費ですか、半日当たり1万円程度を見ております。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○10番（鈴木裕士君） 後からも述べますけれども、例えば実際私がその除雪を担当する人間でありますと、どうせ出たってろくに金にもならないんだから、ゆっくりとやるかというようなことにもなるかなと思うんで、その辺、後からおいおい聞いていきます。

現在、パートの時給、これで800円、茨城県の最低賃金700前半かと思えます。そうしますと、8時間労働で6,400円、パートの場合でも6,400円になるわけですね。

そうすると、別に頼まれたわけじゃないですけども、土建業者の方、あるいは配管業者の方、こういったことに対しての金額というのは非常に安い、あくまでボランティアであるという考え方が根底にあるからという、その解釈の違い、立場の違いがあるでしょうけれども、非常に奇異に感じますね。私としては、正当な報酬、お互いに仕事をする、してもらう、してあげる、対等な立場に立った正当な報酬を支払うべきじゃないかなという気がいたします。

協力作業、あるいはボランティアといいますが、事業者は従業員をただで働かせるわけにはいかないと思います。このため、ある会社では社長が、あるいは社長に準ずるような人が除雪を行ったとの話もありました。機械も摩耗します。燃料も使用します。労務条件、あるいは入札における金額算定、基準価格といいますかね、この金額算定に比べて、多分相当安いように感じます。この正当な報酬の支払いということについてどう考えているのか、回答をお願いします。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長。

○都市建設部長（竹川洋一君） ただいまのご質問でございますけれども、正当な金額にセットというか、積算いたしますと、例えば機械の借上げ代となりますと、1日当たり約5万円ぐらいになります。人件費は別になりますけれども、この辺につきまして、こういう大きな災害等が今後もあると思ひまして、また、今後はリース料とか、燃料費、また人件費等業者の方に支払うことについて今後検討の課題としたいと思ひますので、よろしく

お願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○10番（鈴木裕士君） この質問の最後の方で触れるつもりでありますけれども、外国の企業が参入することは十分予想されます。そうしますと、こういった今のようなやり方、これは相当悪い習慣ということでやり玉にあげられるということは当然予想されます。ぜひ増額されるよう要望して、③の業者への出動要請に関する質問を終わりにして、次の④に移ります。

先般の東日本大震災でも屋根のかわらが崩落したり、あるいは石塀が倒れたりして通行に不便をきたしたケースが多数発生しました。台風などではがけ崩れも想定されます。交通手段、通信手段を確保する必要もあり、除雪だけでなく、台風や震災からの崩れによる助力の観点からも普段から対応能力を確保することは必要なことと考えますが、この辺についての回答をお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 総務部長阿久津英治君。

○総務部長（阿久津英治君） 降雪だけでなく、震災、台風、災害時の交通、通信手段の確保の面からも対応能力を普段から確保する必要があると考えるが、どうかということの質問でございますけれども、災害時の対応は笠間市地域防災計画に位置づけておりまして、災害対策本部各班の編成及び文章の中で、交通については警察や関係機関と連絡調整をして、安全対策を図り、また、土木建設業者との連絡及び協力要請により道路障害物を除去し、交通手段を確保するよう定めておりますので、日ごろから建設業協力会を初め、協定団体との連携を図れるように努めております。

また、災害時の通信手段につきましては、笠間市としましては、防災行政無線、茨城県防災情報ネットワーク、NTT非常緊急通話用電話、衛星電話、本所、支所、消防署、拠点避難所間で通信設備を整えているところでございます。

衛星電話につきましては、操作の習熟等を兼ねまして、月1回の通信訓練を行っております。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○10番（鈴木裕士君） わかりました。④の対応能力の確保についての質問を終わりにして、次いで⑤に移ります。

繰り返しますけれども、2月14日と15日の雪、これは埼玉、群馬、山梨、長野にかけて、想定外の積雪をもたらしております。低気圧がもう東へ少しそれていたら、茨城県もこれまでにない大雪になったことと思われまして、最近の気象現象からは十分に起こり得ることとあります。

ここで仮定の質問で恐縮ですけれども、この地域で山梨県などのように70センチから110センチの降雪があったとしましたら、どのように対処されたのか、あるいは対処されるのか、回答をお願いします。

○議長（小園江一三君） 総務部長。

○総務部長（阿久津英治君） 仮に70センチ以上の積雪があったら、どのように対処したのかとのご質問でございますけれども、その対策といたしましては、警報発令時より警戒態勢を整え、早めに災害対策本部を立ち上げまして、市内の状況把握に努め、地域防災計画の定めによる対応を図るとともに、早期に茨城県を通して自衛隊への支援要請を行うことが重要と考えます。

また、灯油や食料など、物流の停滞も予想されますので、市民の皆さまには、今回も防災のしおりをお配りしましたけれども、この中でお知らせしておりますけれども、日ごろから3日間程度の食料等備蓄を改めて周知してまいりたいと考えております。

さらに、気象庁から発表される気象情報に、テレビ、ラジオなどの公共放送機関からの情報も得ていただき、外出等は控えていただくようお願いしてまいります。以上でございます。

○議長（小園江一三君） 鈴木裕士君。

○10番（鈴木裕士君） 私の質問がとっぴであるということから、ただいまのような回答になったかと思うんですけれども、今の言葉の中で出てきました自衛隊の派遣要請ですね、これを県について、ちょっと考えが甘いんじゃないかなという気がいたします。というのは、茨城県全体に仮にあのような大雪が降ったならば、どこの市町村だって自衛隊に出動要請するはずですね。このようなときに、要請したから果たしてここに来てくれるのかと、全く私は考えない方がいいような気がいたします。

このようなことから、雪の問題に普段から対処する必要があると思っております、そのような意味から、一定期間職員を雪国に出向させると、それで大雪の対応力を養うべきじゃないかなという気がするんですけれども、その辺はいかがでございましょうか。

○議長（小園江一三君） 総務部長。

○総務部長（阿久津英治君） 体験は何よりも貴重で、職員にとってそれは身になることだと思います。現在、被災地に対して職員を2名派遣しております、なかなか職員の定数の上からも簡単ではないと思いますが、人事方面を含めてそういったことも可能性としては考えていきたいとは思いますが、なかなか難しいとは考えております。

○議長（小園江一三君） 鈴木裕士君。

○10番（鈴木裕士君） 難しいならばしょうがないですけれども、ぜひ心がけておいていただければと思います。

以上で、⑤の質問を終わります、(2)地元業者の育成と地域経済の振興についてに入ります。

私がこの地に細かい目を向けるようになりましてから、これまでに土建業者の破産、廃業、これが続きまして、この岩間地区でもその数はかつての半分近くになっております。

それに現在、業者は余分な設備投資を避けるために、土木建設関係の機械も使用すると

きだけリースやレンタルを利用して、自前で所有することが少なくなったと思っております。

どのような業種でも同じですが、それぞれの仕事を遂行するにはある程度熟練した技術が必要でありますし、その技能習得には相当程度の期間を要するものであります。それに緊急事態には、地域外の業者や大手の業者では他の地域、つまり、我々笠間市までは手足を伸ばすことはできないということは明らかだと思います。

このようなことから言いますと、長い時間とコストをかけた常日ごろの備えがなければ、いったん緊急自体が発生した場合には対応ができません。これはほかの業種でも同様で、地元業者の育成は緊急時だけでなく、地域経済の発展にも必要不可欠な問題であります。

このため、業者をランクづけして、発注金額によってランク割を行い、金額の最も安い入札者が落札するという現行制度を変える必要があるのではないのでしょうか。

例えば、下請け、孫請けを含めた地元の企業、笠間市内の居住者を一定以上雇用している企業、こういったものは入札された価格から一定率を引き下げた、これを価格として入札価格として取り扱う、こういったことなど、地元の業者を育成するという観点が必要だと思いますが、いかがでしょうか。回答をお願いします。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（阿久津英治君） 笠間市の発展、経済振興のために、地元企業の育成と地域振興を普段から図るべきと考えるが、どうかとのご質問でございますけれども、災害時の応急対応、協力など、土木建設業者を初め、地元企業の存在は非常に大きなものがあります。そのため、市では公共事業の入札に際しまして、競争性、透明性、公平性、さらに品質確保を念頭におきながら、地元企業の育成を図るために、地元企業の受注機会の確保に配慮し、執行しているところでございます。

議員ご質問の市内居住者を雇用している割合に応じ、入札価格から一定率を控除するなどの措置を講じてはとのことでございますけれども、以前、市では、総合評価落札方式の入札で、地域雇用確保の観点から、笠間市民従業員の雇用数が5人以上の業者に加点する設定した経緯がございます。

しかし、業者間で点数の開きが出なかったことから、現在は地元雇用に対する加点は取りやめまして、地域貢献の観点から消防団員の雇用に対し、加点をしております。

また、土木建設関係にかかわらず、一般の入札でもとのとことでございますが、この総合評価落札方式は価格と価格以外の要素を総合的に評価する方式で、工事については工事成績の採点を行っていますが、工事以外の業務は業務完成時に採点を行わないことから、総合評価落札方式になじまないため、茨城県を初め、県内の市町村においても実施しないのが現状でございます。

このようなことから、入札執行時に地元企業を優遇することは難しいため、地元企業の育成の観点から、建設工事ではこれまでの工事实績などを考慮し、予定価格6,000万未満の

事業について、地元企業を対象として実施しております。

平成24年度の状況は、一般競争入札及び指名競争入札合わせて入札件数240件のうち、204件を地元企業による入札として実施しております。割合は85%になっております。

また、コンサルタント業務、物品、役務についても、その業務内容から地元企業で対応が可能なものは、できる限り地元企業を優先して入札参加者としております。

今後においても、地元企業が受注しやすい発注となるように、分割や分離発注する等の工夫をしながら、地元企業の育成と地域振興に努めてまいりたいと考えております。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○10番（鈴木裕士君） わかりました。回答の最後にありました、分割・分離発注方式、これはできるだけ積極的に行って、できるだけ地元にお金が落ちるようにお願いしたいと思っております。①の入札制度の見直しについては以上で質問を終わります。

続きまして、②の経済波及効果の問題に移ります。

今、岩間町に限らず、旧笠間市でも同じかと思っておりますけれども、志のある方の間では市街地の疲弊が深刻な問題として話題になっております。この根底にはもろもろの要件があると思っておりますけれども、地域内の経済の落ち込みが影響していることは明白であります。

ここでやや異質な質問をいたしますけれども、来年の予算でもいろいろな事業が計画されています。大きいのを取って見ましても、教育委員会庁舎の建設、防犯灯のLED化、生活保護給付事業、下水道関係整備事業、給食センター管理運営事業と、かなりの数の事業がありまして、一般会計で総額280億円を超えるお金が充当されることになっているわけでありまして。

このような各種事業の中で、地元笠間市ととって見た場合に、笠間市にとっての経済波及効果の高い事業、これはどのようなものがあるのか、もし、過去の調査、統計等のデータがありましたら、回答をお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長深澤悌二君。

○市長公室長（深澤悌二君） ただいまの鈴木（裕）議員の質問にお答え申し上げます。

笠間市は現在、総合計画に掲げた目標の実現に向けて、さまざまな事業に取り組んでおり、全ての事業が幅広く経済効果をもたらしていると考えているところでございます。

しかしながら、市町村においては経済波及効果の測定方法が確立しておりません。

ご質問の地元に対して効果の高い事業でございますが、一般的に効果が高いと思われる事業といたしまして、交通費から飲食費、土産代、施設使用料など、すそ野が広い観光施設関連事業や大規模な幹線道路整備事業や生活道路である市道改良事業、道路・景観整備として現在、笠間稲荷門前通り整備推進事業等も行っておりますが、それなどの建設整備事業、さらに雇用の面において、医療福祉における介護保険事業や教育における給食センター運営事業や笠間陶芸の里ハーフマラソン大会事業などがございます。

先ほど、そういうデータというか、そういうものをしたのかということでございますが、過去のことにつきましては、先ほど申しあげましたように、経済波及効果の測定方法が確立しておりませんので、実施はしておりません。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○10番（鈴木裕士君） わかりました。私がこの質問を行ったのは、皆さん既に大概知っていると思いますけれども、せっかく税金を使用するならば、少しでも多く地元の役立つ使い方をしていただくということを改めて認識してもらうためでありますので、よろしくお願いいたします。

以上で、②の経済波及効果についての質問を終わりにして、次いで③に移ります。

世間一般的には、土木建設関係の事業、これは経済波及効果が高いものとされまして、景気回復の効率的なてこ入れ策として昔から重用され、現在も利用されております。

ただし、これも経済がグローバル化した現在、あるいは一つの市で見た場合、当てはまるかは疑問が残りますけれども、経済波及効果が高いほうに位置することは確かであると思っております。

今景気が回復しつつあると報道されていますけれども、経済が活気を帯びる、景気がよくなる、これは消費、輸出、民間の投資、それに公共投資、こういったものを合わせたものが拡大、増加することです。公共投資には国や県だけでなく、市町村の事業も当然含まれるわけでありまして、消費や輸出が増加しても、公共投資が縮小しては景気の好転に水を差すこととなりますので、景気をよくするためには、公共事業も大きなウエイトを占めることとなります。財政面から厳しい現実がありますけれども、地域経済の活性化を図る観点から、大型の道路行政が少なくなっても、インフラ整備を含め、これまで以上に公共事業を増加させる必要があるものと考えますけれども、いかがでございましょうか。

○議長（小藺江一三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 鈴木（裕）議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思いません。

議員が今ありましたように、日本全体でも、またこの地域にとっても、公共投資の地域経済に対する波及効果というのは一定の大きさがあるのかなと私も認識をしております。

震災後は公共施設の復旧とか、道路の復旧だとか、いろいろな公共投資を継続的に行ってまいりました。ただ、今後、地域経済の観点のみで公共投資を増大していくということになると、ややもすると過大な公共投資になってしまう恐れが危惧されます。

私としましては、特色のある地域づくりという観点から、その地域に合った必要な公共投資を何かを考えて公共投資を進めていきたいなと思っております。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○10番（鈴木裕士君） 今TPP交渉、これが長引いておりまして、自営を中心としたTPP反対運動も下火になっておりますけれども、私はTPP妥結は避けて通れないことと思っております。

このTPPは農業が犠牲になることばかりがクローズアップされておりますけれども、交渉相手国の主だったところでありましてアメリカは、農業だけでなく、保険を含めた医療分野、通信分野、それに土木建設関係、これをターゲットにしているということもいわれられておりまして、被害が大きい業界になるかなと思います。

材木の自由化によりまして、山林、林業がだめになりまして、山は手入れされずに荒れ放題になっていることは皆さんご承知のとおりであります。林業、製材業がだめになったのと同じように、土木建設業がだめになった場合、これまで残ってきました災害への対応が全くできなくなることも予想されますので、これらの点をお含みおきいただいて、これから4年と1カ月間のかじ取りを市長にはよろしくお願いいたします。

④の質問は時間の関係上、省略させていただきます。

大項目2番のふるさと納税制度、これについて触れさせていただきますので、よろしくお願い致します。

笠間市のホームページ、これを見ますと、これまでの累計は昨年8月2日現在で125件、2,231万4,885円ということでありまして、貴重なお金を、そしてこの笠間市に納税いただいたことに感謝を申し上げまして、この場を借りまして御礼を申し上げる次第でございます。

このホームページ、想定したよりたくさんの方がアクセスしており、数字の違いや現在の古いものは閲覧者の不信感を招き、信頼性を損なうこととなりますので、これからの記事掲載に当たっては、常日ごろ十分に注意を払っていただくようお願いをして、質問に入らせていただきます。

最初の質問は、これまでにふるさと納税をされた方について、その傾向はどうであったかということでもあります。幾つかに分かれますので、一つは、納税者の居住地、これを笠間市内の方、笠間市外で県内の方、それと県外の方、これに分けた場合の件数、金額。二つ目としまして、同制度はことしで6年目になりますけれども、5回以上納税された方、2回から4回までの方、この人数、分布はどうなっているか。そして、三つ目は金額の分布、これを10万円まで、10万円超100万円まで、100万円超と分けた場合の分布はどのような状況か、以上について、できれば6年間の累計でお願いします。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長小坂 浩君。

○市民生活部長（小坂 浩君） 10番鈴木裕士議員の質問にお答えいたします。

平成20年度から平成26年2月末までのふるさと納税寄附金の状況でございますが、市内の方47人、市内以外の県内の方7人、県外の方22人、合計76人の方から寄附をいただいております。

次に、5回以上寄附された方は6人、2回から4回寄附された方は17人、1回寄附された方は53人でございます。

次に、10万円未満の寄附をされた方は56人、10万円から100万円未満の寄附をされた方は14人、100万円以上の寄附をされた方は6人でございます。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○10番（鈴木裕士君） ありがとうございます。この地域別に分けた場合に、県外の方22人、笠間市内の方47人ということで、県外の方、これがちょっと全般的に少ないような気がいたします。要は、PRができてないんじゃないかなという気がするんですけども、この辺のできれば後で質問をしたいと思います。

それと、金額の分布でいきまして、10万円まで56件という回答がありました。これはやはり小さい金額、これをたくさんしていただく、これはやはりふるさと納税の基本かなという気がしますので、これは今後も続けていただければと思います。

①のふるさと納税の傾向については、以上で質問を終わります。

続いて、この②の質問に移ります。

ほかの市町村でもふるさと納税制度を採用していますけれども、件数、金額をホームページで公表している所が少なく、全体が把握できません。もし、県内ほかの市町村の状況について24年度または25年度の単年度で結構ですので、わかる範囲で上位と下位の市町村五つぐらいの名前、それから笠間市はどのような位置にランクされているのか、この辺についての回答をお願いします。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） 県内市町村のふるさと納税寄附金の実績はどのようなかということでございますが、24年度実績で申し上げますと、寄附金が多かった順から5市町村を申し上げますと、牛久市が14件で1億43万8,000円、つくば市が13件で2,326万2,000円、日立市が29件で1,271万7,000円、古河市が9件で532万円、下妻市が45件で491万5,000円となっております。

次に、少ない5市町村を順に申し上げます。失礼ですが、下から順に申し上げますと、神栖市は寄附金なし、境町が4件で2万1,000円、河内町が9件で5万円、常総市1件で6万2,000円、稲敷市2件で9万5,000円です。

なお、笠間市は36件で278万3,000円の寄附がありまして、県内44市町村のうち12位となっております、4分の1ぐらいの位置になっております。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○10番（鈴木裕士君） ありがとうございます。笠間市12位ということでありますけれども、この位置にあることに対する感想をちょっとお伺いしたいんですけれども。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） 後の質問で出てくるかと思うんですが、それほど強く積

極的にPRしているわけではない中では、いい評価ができるのではないかと考えております。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○10番（鈴木裕士君） わかりました。上には上がありますので、今後これまで以上の努力をお願いしたいと思います。

続きまして、関連質問になりますけれども、上位の市町村について、それぞれの理由といますか、なぜよい結果を得ているのか、もし調べていたら回答をお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 市民活動課長内桶克之君。

○市民活動課長（内桶克之君） お答えいたします。今回、牛久市が1億という数字が挙がっておりますが、件数的には少ないということで、大口が多いということでございます。

ただ、県内では石岡市がふるさと納税のふるさとチャンネルというところに掲載した結果、3,000件で3,000万という実績をことし上げておりますので、そういう内容も見て検討していくということになると思います。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○10番（鈴木裕士君） ありがとうございます。ただいま石岡市の話が出ました。笠間市と人口規模が似通っておりますので、石岡市のホームページ、これもたびたび閲覧しております。そして現在、先ほど話がありましたように、石岡市、これはふるさと納税に関しましては全国の脚光を浴びている自治体の一つであります。

それから、ちょっと私のPRになっちゃうんですけども、石岡市のホームページ、これを開きまして、ふるさと納税制度、このページをちょっと開いて、暇がある人はのぞいていただきたい。ここに映っている画面、これは私が撮った写真かと思います。3年前、5年前、もっと前ですか、3万円の謝礼と引き換えに著作権は移りましたけれども、多分私の作かと思います。

以上で、②の県内ほかの市町村と笠間市の状況についての質問を終わりにして、次の③の質問に移ります。

笠間市のふるさと納税についての年度別の件数と金額ですけれども、これを見ますと、20年377万、21年398万、22年498万、23年453万、24年278万、25年227万ということになっておりまして、件数的には非常に多くなっておりまして、いい結果が出ていると思いますけれども、全体的に大きく伸びているわけじゃない、伸び悩み傾向になっていると思われまます。この状況についての感想をお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） 先ほどと重複するかもしれないんですが、議員おっしゃるように400万円程度で推移しておりまして、目標額を設定し、実施しているものではございません。今の笠間市の制度の中ではこのくらいの金額ではないのかなと、先ほどの私の答えと重複するかもしれないんですけども、そういう考えであります。

○議長（小園江一三君） 鈴木裕士君。

○10番（鈴木裕士君） ありがとうございます。以上で、中項目（1）の笠間市の状況についての質問を終わります。中項目（2）の増収策と総務省の注意に移ります。

先般、テレビを見ていましたら、このふるさと納税について放送されていました。この内容は放送で紹介された各市町村との納税に対する謝礼について、当該市町村の特産物を多くの対象品の中から選択できる方法、あるいは納税された方の額に応じた品物を要しているとのことであります。

また、インターネットで見てもみますと、佐賀県の玄海町、これは24年度で741件、416万、昨年視察で訪れました長崎県平戸市、これは25年で既に650件、2,359万、全国最多といわれている米子市は、23年度で2,788件、3,894万円になります。先ほども石岡市の話もありました。ぜひ上を見ていただきたく、お願いいたします。

一方、このふるさと納税制度を納税者サイドで見ますと、給与収入700万円、奥さんと子ども2人の方が1万円をふるさと納税された場合、所得税と住民税を合わせて8,000円税金が少なくなり、納税者にとっては2,000円の負担で謝礼がもらえて、納税先によっては全く損が発生しないということで、隠れたブームになっているようであります。

そしてまた、インターネットを見てみましたら、謝礼品が過激になる傾向があるので、注意するよう総務省の声があったという記事もありました。この総務省による注意とはどのようなものなのか、また、地方自治体に対して拘束力があるものなのか、回答をお願いします。

○議長（小園江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） ただいまの鈴木（裕）議員からの総務省からの注意についてでございますが、総務省からの注意の内容としましては、強制性ということはありません。25年4月に総務省がふるさと寄附制度、いわゆるふるさと納税でございますが、これに関する調査を47都道府県及び1,742市区町村の全自治体を対象に実施しましたが、この調査結果の情報提供とともに、平成25年9月13日付で、総務省自治税務局市町村税課より、調査結果を踏まえ、ふるさと納税がより一層積極的に活用されるよう、事務取扱上の参考として留意事項を取りまとめた通知がありました。

留意事項といたしまして、寄附手続における改善、寄附者の申告手続に係る事務負担軽減、三つ目として、寄附金の使途、四つ目として、寄附者との関係づくり、また、五つ目としてふるさと納税に係るPRの強化の5項目が挙げられております。

そのうち、4番目の寄附者との関係づくりにおいて、その取り組みとして、お礼状、感謝状等を送付している地方自治体は9割であり、また、広報誌、パンフレット等を送付している都道府県は約7割、市区町村で約5割ありました。

特産品の送付をすることについては、していても、していなくても、特に問題ないという自治体が5割ほどを占めており、そして、問題はあがるが地方の良識に任せるべき問題と

回答した自治体が都道府県で3割、市区町村で2割あったことを受けて、総務省からの事務取扱通知で特産品等の送付は、各自治体の判断において適切に良識を持って対応してくださいとの注意事項があったもので、これを参考にして対応してほしいというお願いであり、注意、強制するものではありません。ちょっと長くなりましたが、以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○10番（鈴木裕士君） 回答を聞いて安心しました。ありがとうございます。（2）の質問というより、（2）について私の感想を申し述べます。

この謝礼の問題でありますけれども、我が笠間市では、市長からのメッセージ、つづじまつりへの招待券、それに希望される方には笠間ファン倶楽部通信と、広報かさまの送付となっています。先ほどの回答の中で、市内の方、何度も納税されている方、高額を納税されている方、さまざまではありますけれども、このような方々に対しては飽きられてしまうのではないかと思いますし、他の市町村と比較して魅力に乏しく、他市町村との競争に負けてしまうのは明らかであります。

納税者に対し、謝礼品の選択肢を広げ、変化を持たせることが納税者の数をふやし、ひいては納税額の増加や笠間市への来訪者増加をもたらすのではないのでしょうか。謝礼で釣るわけではありませんけれども、もう少し頭をひねってはどうかと思って、今回の質問となったわけであります。例えば季節の野菜、野菜、栗、あるいは肉など、地元の特産物、笠間市内での飲食券、菊まつり入場券、笠間発見伝の招待券など、まだまだ対象を拡大できることと思われれます。

それに先般、条例が策定されたように、笠間には日本一の酒蔵があり、聞くところによりますれば、韓国では、笠間の酒を1.8リッター当たり、日本円換算で10万円以上で販売されているということでありまして、お酒も選択肢の一つに入れるべきと考えます。

いずれにせよ、回数、金額の多い方には特別に招待して感謝の時を設けるなど、この笠間市をより深く知っていただけること、笠間市を訪れていただく、このための努力をしていただきたいということを念願いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君の質問を終わります。

ここで休憩をいたします。2時20分に再開いたします。

午後2時11分休憩

---

午後2時23分再開

○議長（小藺江一三君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

12番西山 猛君の発言を許可いたします。

また、資料の配付の申し出がありましたので、許可いたしました。

○12番（西山 猛君） 12番西山 猛です。通告しております一般質問につきまして、

開始させていただきます。

1、市内の環境保全施設について。中項目といたしまして、中間処理及び最終処分施設の実態と市のかかわりについて、これの①ということで、中間処理施設は幾つあるか、これ、名称も入れていただくとわかりやすいかと思えます。よろしくをお願いします。

○議長（小藺江一三君） 答弁を求めます。市民生活部長小坂 浩君。

○市民生活部長（小坂 浩君） 12番西山 猛議員の質問にお答えいたします。

市内の中間処理施設は幾つあるか、その名称もということでございます。中間処理施設につきましては、一般廃棄物中間処理施設は8事業所でございます。産業廃棄物中間処理施設は9事業所で、合計17事業所でございます。

公的機関としましては1事業所、その他はすべて民間事業所、16事業所となっております。

中間処理施設としまして、まず一般廃棄物の中間処理業としまして、岩倉緑化産業、株式会社佐白、笠間・水戸環境組合、産業廃棄物中間処理業としましては、岡本興業株式会社、株式会社ニシノ産業、株式会社イイダ微研、三の丸興産株式会社、三栄産業株式会社、株式会社オーリス、笠間砕石株式会社、八幡砕石工業株式会社、大縄林業原木株式会社、株式会社リサイクルパーク、財団法人茨城県環境保全事業団、株式会社不二モック、株式会社岩間堆肥、羽黒稲田石材スラッジ処理、以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） ①を終わりました、②に入ります。最終処分場はいくつありますか。同じように、名称を添えてをお願いします。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） 最終処分場につきましては、財団法人茨城県環境保全事業団のエコフロンティアかさまと笠間・水戸環境組合の諏訪クリーンパークの2カ所でございます。

○議長（小藺江一三君） 西山君。

○12番（西山 猛君） ②番を終わりました、③番に入ります。

旧3地区別の分布状況はということで、合併前の3地区の中で、件数で結構ですから、その分布状況をお願いします。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） 中間処理施設の地区別ということでございますが、笠間地区で10事業所、友部地区1事業所、岩間地区6事業所、合計17事業所でございます。

また、最終処分場については、笠間、友部地区、それぞれ1カ所ということになってございます。

○議長（小藺江一三君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 最終処分場は今の17事業所のうちに含まれているということで

すか。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） 含まれてございません。

○議長（小藺江一三君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） ということは、19ということによろしいですか。17の中間処理場と最終処分場2カ所と、そういうことですか。それで19、よろしいですか。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） 19でございます。

○議長（小藺江一三君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） それでは、③を終わりました、④に入ります。

関係する施設の設置時に、許可及び認可などで市が直接または間接的にかかわる部分はその点か、具体的にお願いします。かかわるといふ言い方をするとすることは、県に対する意見書だとかということも含めてお願いします。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） 中間処理施設の設置許可について、茨城県の廃棄物対策課が申請窓口となっており、許可については県が行うことになっております。

市の役割としましては、事前審査において県と合同で現地調査を行い、市が所管する環境関連法令等についての確認、指導事項や地元住民との調整等を含めて、意見書の提出が求められております。

○議長（小藺江一三君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） もう一度確認しますが、それでは市が直接許可にかかわるところはないということですね。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） 直接許可するというものはございません。

○議長（小藺江一三君） 西山 猛君。

○市民生活部長（小坂 浩君） 例えば、ここで言えば、笠間の山口市長のはんこが、山口市長のOKだという印がどうしても必要な部分というのはないんですか。

○議長（小藺江一三君） 環境保全課長笹ノ間 宏君。

○環境保全課長（笹ノ間 宏君） 市の方からのかかわりということは、県の方に提出する意見書の方に対して、市の方の意見を出すのに市の方はかかわっております。

○議長（小藺江一三君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） もう1回聞きます。県が判断するに当たって、市の意見書というのが必要なんですか。それとも、市の判断をするのに市長の意見が必要なんですか。

○議長（小藺江一三君） 環境保全課長笹ノ間 宏君。

○環境保全課長（笹ノ間 宏君） 事前審査のそういう許可をするときの中間として、県

の方から要請しています現地確認調査とか、それに伴う意見書を提出するような形になりますので、意見書を提出する際の意見書を笠間市の方から提出するものでございます。

○議長（小藺江一三君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） それでは、県の窓口は、廃棄物対策課ですか、いいんですか、県の窓口は許可申請をします。必要な項目の中に、地元の自治体、ここで言えば笠間市はどのような考えをしているんだということで、その意見を添付しろということでよろしいんですか。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） そういうことでございます。

○議長（小藺江一三君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） これは大変大事な部分でありまして、許認可権がない笠間市が、これから質問の中で出てきますけれども、市のポジションというか、立場というのが非常にあいまいなところにあるということ、それから、場合によっては市が前面に立っている部分、これが出てくると思いますので、そこをちょっと含みおきをしまして、次の質問に入りたいと思います。

⑤ですね。各施設の事業内容について、取り扱い品目などを具体的に、品目ですから、廃プラと何品目とか、こんなふうに言っていただければよろしいかと思えます。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） 笠間地区では、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ等4種15分別の家庭ごみの処理を委託しておりますエコフロンティアかさまは、破碎、溶融処理を行っており、友部、岩間地区では、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源物等の7種15分別の家庭ごみの処理を行っている笠間・水戸環境組合環境センターは、破碎、焼却、リサイクルを行っております。

そのほか、がれき等を破碎している中間処理施設4事業所、動植物性残渣、動物の糞尿を処理している中間処理施設2事業所、廃プラを主に処理している中間処理施設4事業所、木くずを主に処理している中間処理施設3事業所、紙くず、金属くずを処理している中間処理施設1事業所、汚泥の脱水処理を行う施設1事業所となっております。

○議長（小藺江一三君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 多種多様にわたって笠間市のこの業界ですかね、廃棄物の業界というのは、非常に幅広く処理をしているなど改めて思う次第でございます。⑤番、これで結構です。

⑥番、事業運営に当たり、公金が投じられている、これは県も市も含めて結構です、施設や法人、会社あるいは個人、またその金額は幾らかということで質問したいと思えます。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） 笠間市から事業運営に当たり、負担金として支出してい

る事業としては、一つに、茨城県環境保全事業団のエコフロンティアかさまと、笠間・水戸環境組合の2事業所がございます。

エコフロンティアかさまについては、平成24年度は2億6,349万円をごみ処理委託料として支出しております。平成25年度は2億6,577万円の予定でございます。

また、笠間・水戸環境組合へは、負担金として、平成24年度2億4,317万円を負担金として支出しております。このほかにも水戸市から7,647万円を得ております。また、25年度の支出については、2億2,708万円の負担金を支出しております。

○議長（小藺江一三君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 委託料と負担金、これは当事者ということで支払っているものですから、そうではなくて、例えば助成しているとか、補助しているとか、そういうことをお聞きしています。もう一度お願いします。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） あと、出ているのは、笠間・水戸環境組合の地権者に柏井と諏訪地区に30万円ずつ支出しておりますが。私、理解しているのは、現在ということでお話ししたわけなんです。

○議長（小藺江一三君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） いいですか、もう一度質問します。

〔「声が小さいんだよ」と呼ぶ者あり〕

○12番（西山 猛君） 済みません。委託料と負担金というのは、それは当事者として負担するものであったり、委託料を払うものだと思うんですよ。つまり、市、あるいは市民が間接的に、直接払っているものだと思うんですよ、市がですね。それは支払う料金なんですよ。対価なんですよ。そうじゃなくて、運営するに当たって、公金、補助金や助成金などないんですか。そういうことを払うことはないんですかということ、要するに、いただいている業者はないんですか、施設はないんですかということをお聞きしている。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） ただいま申し上げました2事業者以外に、補助金等で支出している事業所はございません。

○議長（小藺江一三君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） いいですか、今初めて補助金と言いましたけれども、部長いいですか、補助金ということで支出しているということですが、その補助金の内訳、教えてください。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） 済みません、私の表現がまずかったかもしれないんですが、ただ、先ほど申し上げましたエコフロンティアへの委託料、それから笠間・水戸環境組合の負担金以外に、多分民間事業所へ支出するとすれば、補助金等になるんですが、補

助金等、負担金等一切ございません。

○議長（小藺江一三君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 多分という答弁はいりません。ないということですね。ないんですね。委託料と負担金ということで終わっているわけですね、そこは。

その施設からさらに何か交付金や補助金や負担金やということで、また別に行っているものがあると思うんですが、それは別として、市からはないということですね。はい、わかりました。

これで⑥番は終わりました、⑦番、それぞれの施設と地域のかかわりはどうなっているか。地元の同意、反対運動、これは大事なところなんです、事例を挙げて答弁をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） それぞれの施設と地域のかかわりはどうなっているかということでございますが、平成22年11月に、茨城県環境保全事業団、笠間市、福田地区対策協議会、地元の方なんです、この4者協定を締結することができて現在のエコフロンティアの事業が進んだわけなんです、この以前に、反対運動としまして、このエコフロンティアかさまの整備に対しまして、地元住民等から建設差し止め訴訟が平成14年11月に起こされて、平成22年7月に裁判が決定しております。

現在は締結された4者協定に基づいた内容のもとに、搬入車両等対策、環境モニタリング、施設モニタリング等について、エコフロンティアかさま監視委員会において毎月監視しております。

一方、笠間・水戸環境組合環境センターの整備につきましては、他の地区の立地を検討しておりましたが、地元が受け入れないということで、現在の柏井地区に整備されたものであります。

最終処分場の諏訪クリーンパークについては、地元との調整が支障なく進み、現在地に設置されたものでございます。現在は地元住民による環境保全協議会をそれぞれ組織し、年2回運営状況の報告をしており、適切な事業運営を行っているところでございます。

○議長（小藺江一三君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 今エコフロンティアの部分の答弁がありました。裁判の決定事項、簡単で結構ですからお願いします。それから4者協定って一体何ということを質問します。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） まず、建設差し止めの裁判の経過でございますが、先ほど申し上げましたように、平成14年11月に、最終処分場の差し止め仮処分訴訟としまして提訴され、その後水戸地方裁判所へ正式に建設差し止め請求事件として提訴され、それから21年6月には建設支障なしということで結審しております、さらに原告で東京高等裁

判所に控訴しましたが、22年7月19日に棄却されております。この建設について、原告らが提訴している危険性、そういったものがないということで、棄却、結審しております。

それから、4者協定につきましては、茨城県環境保全事業団、笠間市、地元福田地区、対策協議会の4者で結んでおりまして、この協定によってそれまで紆余曲折がありました。建設を認めて、地元でも市と協力して監視しながら、事業団の運営を見守る形となりました。

○議長（小藺江一三君） 質問中ではございますが、ここで暫時休憩をいたします。

東日本大震災より本日で3年が経過いたしました。ここで、震災により犠牲となられました方に対しましての哀悼の意を表しまして、黙禱をささげたいと思います。

ご起立を願います。

黙禱、お願いします。

黙禱を終わります。

ご協力ありがとうございました。ご着席ください。

午後2時45分休憩

---

午後2時46分再開

○議長（小藺江一三君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 裁判の結果ということでもいただきまして、それから4者協定ということはどういうことなんだということで、円滑に施設運営をするために、あるいは対策協議会が運営を見守る、それに対する関係各位の総意ということで、建設、あるいはその後の稼働ということに対する同じ認識を共有するということかと思っております。

そこで、続けて質問させてもらいます。裁判は具体的にだれがだれを相手に行ったことなんですか。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） まず、相手は茨城県環境保全事業団でございます。ただ、原告は、最初は317名の債権者でしたが、水戸地裁に提訴のときは原告103名となっております。

この事業団については幾つかの団体が合同で提訴してございまして、水戸地裁においては福田地区22名、それを除く市内48名といった、地域は県内全域に及んでの103名となっております。

○議長（小藺江一三君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） ここで議長の許可をいただきまして、既に配付しております参考図、皆さん、執行部の方々、それから議員の皆さんにも配付しております。カラーではないのが申しわけないんですが、見づらいかと思うんですが、これ、私がお願いしてつく

っていただいたんですが、これ、エコフロンティアかさま、問題のエコフロンティアかさまから、福田地区といわれておりますこの部分でいくと北側になりますかね、笠間東工業団地の北端になろうかと思うんですが、ここまでが約1.9キロ、これが福田地区の一番遠い所になります。エコフロンティアから遠い所になります。

これを見ますと、これを円で囲みますと、大橋地区、池野辺地区、上市原地区、そして大淵地区、飯田地区ということで、ほかに5地区が関係してまいります。これが福田地区のみに限定された理由、それから今の裁判のお話を聞きますと、少なくとも福田地区では22名のみの参加、原告団ということですかね、その中のメンバーであるということを確認したいと思うんですが、これはどういうことでしょうか。いかがですか。よろしくお願ひします。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） 済みません、質問がよく理解できなかったので、もう一度お願いします。

○議長（小藺江一三君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） この図に基づきますと、福田地区のほかに5地区が関係すると思うんです。福田地区という限定をしますと、その限定した距離が1.9キロだと、半径1.9キロだということになりますと、ほかに5地区が関係します。しかし、原告の中には福田地区が22名であるということでもあります。その部分について、どういうことかとお伺ひしたいんです。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） 私が認識している範囲では、地元は福田地区ということで最初から進んでおりまして、ですから4者協定も地元としては福田地区対策協議会が入っているとずっと認識しているんですが。

○議長（小藺江一三君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 私は福田地区の皆さんの良識を市行政がおかしなふうにもっていつているんじゃないかと思うんです。いいですか、今の数字を見れば明らかだと思うんですが、福田地区の皆さんがこのエコフロンティアかさまに対して、じゃあ、本当に心底反対しているのかといったときに、そうではなくて、安全性の確保やさまざまな部分で理解が得られればということだと思うんですね。それがこの22名という部分かと思うんです。

ただし、市行政がもし、平らに、市長はよくおっしゃいますけれども、公平公正に物事を考えるとすれば、これは1.9キロ、仮に2キロという範囲で考えたときに、所在は確かに福田地区かもしれないけれども、実際は関係する地区がほかに5地区あるということをご考慮しますと、そういう部分のご理解というか、いただくべきじゃなかったのかなと思います。

この質問を部長にしているのは全くナンセンスで、実はこれは県のレベルの話なんです

ね。なぜ市でこういうことを騒いでいるか。まして、なぜ4者協定が必要なのか。4者協定になったときに、じゃあ、急に福田地区だけの問題になって、これ、103名の原告団がいたはずですね。その人たちが福田地区の22名の方が代表で出たんだかしのけれども、その地区の応援団で来て、こういうことになってしまったのか。4者協定の必要性はどのようなのか。対策協議会というのはどんなふうな形で対策協議をしているのか、それをちょっと質問します。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） 平成14年ですけれども、このように提訴されたということは、やはり当時は地元でも反対があったと思っています。

ただ、時間の経過とともに、やはり事業団や行政が地元と話し合いを持ちながら、基本協定を結ぶなりして、徐々に地元がまとまって、最終的に平成16年になるんですが、対策協議会が発足したものと思いますし、そのことは地元でもやはり何らかの形で安全性確保とか、そういうものを踏まえて推進していくよう、行政にも協力していくよと、そうなんだと私は認識しております。

○議長（小藺江一三君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 行政に協力ということはどういうことですか。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） 行政は茨城県であり、笠間市だと思います。茨城県は最終処分場が必要であったし、笠間市についても当時焼却場がございませんでしたので、こういう選択をした経過もございしますので、行政の協力というのは、やはり迷惑施設であるといわれるのは、茨城県が熱心に推進しているし、笠間市も協力しているということで、そういう面での協力だと思っています。

○議長（小藺江一三君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 茨城県がほしかった最終処分場だということ、それから笠間市、当時のですね、旧笠間市が一般廃棄物の処理場の老朽化に伴い、どうするんだということを騒いでいた当時、じゃあ、そこを同じ目的として、こういうものを受け入れてもらう関係で地元の旧笠間市内の一般廃棄物を処理しようじゃないかと、こういうことなんですか。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） 話が起きたのは平成十二、三年のころですから、当時詳しく中枢部で知る者に聞いたわけではないんですが、私も行政の中において、今答えたことはそれほどずれた話ではないと思います。

○議長（小藺江一三君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 私はそのように認識しておりまして、それに対して反対をするな、イコールそれが協力だという表現を部長がしているのかなと思います。

この件につきまして、次に基金、協力しているということで、今度基金の問題が出てき

ます。この基金について、現在どの程度基金があるのか、お願いします。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） 25年度末の基金残高は約5億9,000万でございます。

○議長（小藺江一三君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 残高ということですから、使ったものが幾らか、それで現在幾ら残っているのか。幾らあって、幾ら使って、幾ら残っているか。5億9,000万はわかりましたので。

○議長（小藺江一三君） 環境保全課長。

○環境保全課長（笹ノ間 宏君） 地域交付金ということで、利子も含めまして、全体では8億1,200万の中で、25年度まで事業等に実施しました額が2億2,100万円でございます。

今現在、25年度末で残高の方が、今部長の方から説明があったとおり、約5億9,000万でございます。

○議長（小藺江一三君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） そうしますと、約2億2,000万使用したという、使ったということですね。これがいろいろ地域の皆さんに貢献されているんだということによろしいですか。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） そういうことでございます。

○議長（小藺江一三君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） そうしますと、もう一度ひっくり返しますけれども、このエリア、福田地区が地元で、地区を超えたものについては、何らそういう基金にかかわる何か施しが無いんだということによろしいですね。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） 基金に関してはそういうことでございます。

○議長（小藺江一三君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 4者協定の件は別、言っておきますね、別。この基金は地元の福田地区の皆さんに預けることはできないんですか。法的にも含めて。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） 厳密に法的にできるか、できないかは、現段階ではわかりませんが、当初から4者協定の前の基本協定の段階から、市が基金として受け入れるということで進んでまいりましたので、それを継続しているわけでございます。

○議長（小藺江一三君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） ですから4者協定というのはないということで質問しているんです。なかった場合に、法的根拠も含めてですが、行政が、つまり笠間市がこの基金を預かって管理しなくちゃならないという立場じゃなくて、地元の皆さんの基金なんだから、

地元の皆さんでお願いするということ、これ、福田地区ということで一点張りですから、そこはね、ですから福田地区の皆さんにお願いすることはできないのかということを知っているんです。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） 私の口からは何とも言えません。

○議長（小藺江一三君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 今、議員の中からも協定書の中で決まっているだと、こう言っているんですね。そのとおりなんです。ですから、その協定書がなかった場合、できないのかということを知っているんですよ。ない場合はできないのか。ないとして、できないのか。要するに、法的にだめなんだと、役所が、行政がかかわらなきゃいけないんだと、こういうことなのか、その点をお聞きしたいんです。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） これ、想像ですけど、それは絶対できないということはないかと思うんですが、先ほど言いましたように、厳密な解釈ではございませんが、できないことはないのではないかと思います。

〔発言する者あり〕

○議長（小藺江一三君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 笠間市がこの廃棄物の関係に、当初ありましたけれども、許認可権が県にあるんですよ。県に。直接の当事者というのは、事業者と地域の人だと思うんですよ。そこに笠間市がどういう形の中でかかわっていくかといったときに、私は少なくとも意見書を提出しろとか、同意書があるのかとか、そういう部分については、何かお手伝いがあるんだろうし、笠間市長の意見が必要なのもかもしれません。

しかし、基金だとかということになってきますと、私は余り笠間市がかかわるといのはふさわしくないんじゃないかと思って、自主性というか、当事者としては、私は地元の方、それから事業者であろうかと思うんですね。それが法的に市が、行政が管理しなくちゃいけないだということがあるのかどうか、ないならば、できるのかどうか。

もちろん、今何回も繰り返していますが、4者協定の中ではそうなっているんでしょうけれども、そうじゃなくて、4者協定がないものだとしたときにできるのかどうか、可能なのかどうかということなんです。むしろ、その4者がもう一度協議をして、じゃあ、市が抜けて3者でいいのかと。3者でできるのかと、こういうことですよ。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） その件は私の口からお答えできません。

○議長（小藺江一三君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） いいですか、部長。部長の口から答えられないなら、だれの口から答えるんですか。だれの口から答えられるんですか。だれの口だったら答えられるん

ですか。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） 堂々めぐりになりますけれども、これは4者協定に基づいてやっているのです、それはやはり福田地区の方とかの話し合いを持たなければ、容易な判断は下せないと思うんですが。

○議長（小藺江一三君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） せっかくの一问一答方式ですから、なかなか先に進みませんから、ご迷惑をかけますので、次にいきます。

それでは、この対策協議会ということ、今お話ししていました。対策協議会と事業者、エコフロンティアかさまですね、この事業者との利害というのはどの点にありますか。利害。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） 対策協議会との利害ということでございますが、やはり事業団は対策協議会はもちろん地元の組織ですから、これは対策協議会というものは十分に大切にしております。それが直接利害というのは、対策協議会は交付金に基づく事業を受けていますけれども、あとは市とともにエコフロンティア監視委員会を中心に、監視をしているということでございますので、特別な利害というのは、私の方では認識がございません。

○議長（小藺江一三君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 部長の口から言えないのであれば、私の口から言います。対策協議会の幹部、一部の者がエコフロンティアかさまの営業にかかわっている、これは対策されているわけですね。対策しているんじゃないで、対策されているわけですね。そのように認識していますが、いかがですか。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） 私の口から何ともお答えできませんね。どの方を言っているのかわからないし、幹部というのは会長もいますし、副会長もいますので。

○議長（小藺江一三君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） こういう状況で、4者協定の1人、つまり当事者ですよ。当事者であるということ認識してなくちゃおかしいわけですがけれども、にもかかわらず、私の口から言えないとか、わかりませんとか、どうだとかという話を、少なくとも行政の担い手がそういうことを言っているようでは、私はこのエコフロンティアかさまの問題というのはずっと尾を引くんじゃないかと。

先ほど言ったように、5億9,000万、約6億のお金が残っています。この金をどうするんですか。地元の人のためにどうやって還元するんですか。対策協議会の中にどうやって組み込んでいくんですか。こういうことの利害の中で、いろいろな問題が生まれてくるんじ

やないですか。現に、笠間市が裁判になっているのも、それも一理あるんじゃないですか。私はそう思っているんです。こういうふうなものをつくり上げてしまっている笠間市の行政に問題ありと私は言っているんですよ。ですからそこを説明できないというのは、まさにそのとおりで、問題ありだから説明できないんですよ。ですから、それはもういいです。結構です。

次に、⑧番、地域住民が求めている環境保全施設との共存共栄に対する市の取り組みについて、具体的な答弁を求めるといっていますが、これは答弁を求めようがありません。今のお話を聞く限りでは。ですから結構です。

次に、中項目、(2)の不法投棄防止対策について、市はどのような考えを持っているか、①対策、対応について、具体策を挙げて答弁をいただきたい。要するに、不法投棄があった場合、どんなふうに対応していくのかということ、役所に入りました、代表番号に入りました、担当課環境保全課に行きました、さあ、次どうするんですかということをお聞きします。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） 不法投棄の対策、対応についてでございますが、不法投棄防止のためのパトロールの強化につきましては、現在臨時職員2名を雇用し、不法投棄物を専門に回収したり、シルバー人材センターへの委託により、市内幹線道路の回収に取り組んでいるところでございます。

また、市内ボランティア監視員の方々にも協力をいただき、不法投棄の防止及び早期発見に努めているところでございます。

家庭ごみの不法投棄活動事例について、ご説明いたします。不法投棄回収臨時職員が不法投棄の清掃巡回中に山中に家庭ごみが大量に不法投棄されているのを発見し、中身を調べると、所有者が特定できる廃棄物が発見されたので、警察署に通報し、警察官立会いのもと、廃棄物の確認を行い、その後警察署に捜査を依頼しました。不法投棄された状態にしておきますと、大量に不法投棄される恐れがありますので、その日のうちに回収いたしました。

不法投棄対策といたしましては、今後も不法投棄多発地区を重点的にパトロールを実施し、未然防止及び早期発見に取り組んでまいり所存でございます。

○議長（小藺江一三君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） シルバー人材、それから臨時職員、年間費用どのぐらいですか。

○議長（小藺江一三君） 環境保全課長。

○環境保全課長（笹ノ間 宏君） 23年度におきましては、シルバー人材の方については3万2,930キログラムです。24年度については2万7,300キログラム、今年度、これは1月末現在でございますけれども、2万2,120キロでございます。

また、市職員の臨時職員の回収量でございますけれども、24年度からでございますが、

24年度につきましては1万6,330キログラム、今年度25年度につきましては、1月末現在で  
ございますけれども、3万5,400キログラムでございます。以上です。

○議長（小藺江一三君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 私、費用、お金が幾らかかっているのかと聞いたんですよ。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） 済みません、準備が悪くて。後で提出させていただきます。

○議長（小藺江一三君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） これが後でということになりますと、具体的にこの問題という  
のは解決しないんです。次に入ってくるんですけども。わかりました、それは結構です。

②番、省略します。③番も最初に聞きましたので、結構です。④番も結構です。もし、  
数字がわかれば。

○議長（小藺江一三君） 環境保全課長。

○環境保全課長（笹ノ間 宏君） 済みません、金額の方なんですけれども、全部で、シ  
ルバー人材センターの方が390万円でございます。臨時職員の方については250万円でござ  
います。合計で640万円です。

○議長（小藺江一三君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） それでは、中項目（3）、環境の保全と自然エネルギーの利活用  
についてということで、環境保全に対する認識について、どう考えているか、行政の見解  
を伺うということ、これも省略させていただきたいと思います。②番も省略させていただ  
きます。時間の都合で。

③今後の環境保全に対する目的意識はどうあるか、お伺いします。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） 今後の環境保全に対する目的意識はどうかということで  
ございますが、笠間市環境基本条例に基づく笠間市環境基本計画において、さまざまな施  
策を実施してきましたが、平成24年4月に国、そして平成25年3月に県の環境基本計画が  
改定され、東日本大震災以降のエネルギー施策の見直しや、大気中の微小粒子状物質PM  
2.5などの新たな環境基準が設けられるなど、新たな取り組みが求められています。

そこで29年度までが計画期間となっていた笠間市環境基本計画の改定を前倒しし、平成  
26年度から2カ年の予定で作業に取り組み、望ましい環境像、豊かな自然との共生、水と  
緑の里かさまに向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（小藺江一三君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 質問の仕方が悪かったかなと思いました。結構です。

④に入ります。市民参加型の環境保全活動とはどうあるべきかと。これは先ほど答弁い  
ただきましたシルバー人材、それから臨時職員にたいする費用、これが640万円あるという

ことを念頭に含みおきいたしまして、質問したいと思います。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） 費用対効果の点から、市民参加型の環境保全活動はどうあるべきかということですが、市民参加型の環境保全活動ですが、市民憲章推進協議会が主催する佐白山清掃ウォーキングを初め、笠間市道路里親制度、笠間市都市公園グリーンパートナー制度等による市道や都市公園の清掃、美化活動や、笠間市不法投棄ボランティア監視員による不法投棄の防止、早期発見、また環境に関するNPO団体やごみを考える会、環境を考える会、岩間環境美化推進協議会等の任意団体によるさまざまな環境保全活動が行われております。

費用対効果の面からも、このような市民の皆さまによる活動が大変有効と考えておりますので、今後も市民との協働で環境保全活動の取り組みを推進してまいります。

○議長（小藺江一三君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 費用対効果という表現は余りふさわしくない、環境保全という観点からすればですね、そのように思うんですが、道路の里親制度があります。これはごみを拾ってくれたり、いろいろな処理をしてくれると思うんですが、あくまでも道路に関連することということになります。先ほど出ましたけれども、岩間環境美化推進協議会、この団体が大変な歴史とともに実績のある団体だと私も思っています。これは岩間地区に根強く、細部にわたるまで環境美化という精神が植えつけられているものだと私は思っています。それと里親制度という部分がかかわると思うんですね。非常にかかわると思うんです。

これ、どういうことを言いたいかというと、これ、市長の施政方針の中に、人と地域、きずなということ大切にしましょうということがありますが、確かにシルバー人材、あるいは臨時職員ということで雇用の創出は大事かと思うんです。思うんですが、自分の所の地域のことを自分たちでやろうという自立の精神、これを市当局がわずかな予算で、もしこういうことができるとすれば、私はすばらしいまちづくりにつながるのかなと思うんですね。その一つとして、私は里親制度、これ、大変大事だと思うんですね。里親制度とこのような、例えば岩間環境美化推進協議会がやっているクリーン作戦、こういうものをリンクできないのか、関連させることはできないのか、こういうことをお尋ねします。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） 岩間地区の環境美化推進協議会とか、道路里親制度とか、リンクできないかということですが、済みません、全体としてやはり環境美化推進協議会の皆さまがどういう考えで進めるかということが基本になろうかと思えます。私はそう思います。

一般論として、そういう団体が里親制度に取り組んだりすることは非常にいいことだと思いますが、私の理解が違うのかもしれませんが、環境美化推進協議会に関しては、この

前、市の方でクリーン作戦の当日投げかけたことでもちょっと行き違いありましたので、やはり団体の皆さま自主的に計画されることが一番重要なのかなと認識しております。

○議長（小藺江一三君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 私が言っているのは、自主的に頑張っている歴史ある団体が、今行政が一つの施策として里親制度をつくりました。それと、もともとやっていたそういうボランティア精神のもと、環境美化推進をしている団体に対して関連させることはできないのかということを知っているんです。

まるで自発的に何かものを言わなければだめだみたいなことを言っていますが、逆に役所が補助金の問題や応援するスタンスの考え方の違いとか、そういうことになってしまっているんじゃないかと思って、私は質問しているんですよ。だとすれば、道路の里親制度というのがあれば、そういうものをもっと、実際は地域の問題ですから、道路の里親制度みたく本当はできるのが一番いいんでしょうけれども、なかなか10軒以上の規模でやれというのはなかなかできない部分はあるんです。

しかし、行政区も絡めて、クリーン作戦のように、地域全体でやろうということになると、結構うまくいくんですよ。ですからそこに予算化をできないかと。その予算化というのは、道路の里親制度の状況が足踏み状態だとすればですよ、例えば1地区に10団体あったとします。1地区に対してですよ。1地区に10団体あったとすれば、年間3万円の拠出ですから、30万円になろうかと思うんです。で、里親制度をもし10軒の所ですね、10軒の所がやるとすれば。その部分をなかなかそういうことをクリアできないと思うんですよ。細部にわたるまで。その部分をクリーン作戦に依存したとすれば、方法はないのかということを知、私はわかりやすく言えば質問しているんです。できないんですか。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長。

○都市建設部長（竹川洋一君） ただいまの西山議員の里親制度についてのご質問でございますけれども、構成団体で今の団体が10名以上いないということにつきましては、隣接している団体がございましたらば、隣の団体と隣接して10名以上になれば、清掃美化活動に行っている団体としては認定することは可能でございます。今おっしゃいましたように、年間3万円が限度で支給はしているところでございます。

活動内容につきましては、主に清掃作業とか除草作業、また、その清掃、除草等がなければ、道路の法面のごみ拾いとか、そういうものも適応させていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 時間の関係で次に進めませんが、せっかくいいもの、大事な地域のきずなを見直そうじゃないかということを知市長も旗印にしているんですね。にもかかわらず、せっかくできたものを壊すような考え方、これが行政の中にあっては困ると思うんですよ。ですから、決してお金を求め、予算を求めてそういう方がやっているわけじゃ

ないのわかるんですよ。わかるんですが、実際、今ボランティアといってもなかなか持続性がない、その中でこういう長い歴史を持つ団体に対して、違った形の予算づけ、部署は違います。今都市建設部長が答弁していますからね、当然道路の里親制度と違います。部署は違いますが、例えば市民活動も含めて、環境保全も含めて、道路の管理も含めて、そういうものを立ち上げることができないのか。

そして、このトータルを見ますと、640万円の雇用創出のための予算かもしれませんが、その一部でもそういう地域あるいは団体に手厚くしてあげることができないのか。私は非常に心配するところなんです、広がっていくんじゃなくて、だんだん尻つぼみになってしまっている。これ、何とか担当部署としてやっていただきたいと思うんです。立派な実績がある団体ですから、よろしくお願いします。

それで、これは教育の問題なんです、ごめんなさい、終わります。

このままいいですか。次に、教育に投じる予算についてということで、ハード部分、耐震強度や補強や、そういうことは抜きにして、教育の部分、これ、市長の施政方針の中に入っています。何項目かあります。その部分、ちょっと予算いただきたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 教育次長 塙 栄君。

○教育次長（塙 栄君） 平成25年度の一般会計における教育予算及び割合についてでございますけれども、当初予算ベースで一般会計歳出予算額272億円に対しまして、教育予算額は29億1,941万6,000円で、割合は10.7%になっております。

○議長（小藺江一三君） 西山 猛君、発言を許可します。

○12番（西山 猛君） 議長の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

①わかりました。②につきまして、少子化に伴い、発生した予算について、見込みも含めて伺います。少子化によって逆にお金がかかった部分ですね、よろしくお願いします。

○議長（小藺江一三君） 塙 栄君。

○教育次長（塙 栄君） 少子化に伴いまして発生した予算額についてでございますけれども、少子化対策につきましては、福祉、医療分野など、さまざまな部門で対応しておりますけれども、現在の教育部門においては、少子化に伴う最大の事項として学校統廃合に取り組んでいるところで、ことしの平成26年度の当初予算は4,055万5,000円を計上しております。

今後見込まれる予算としましては、平成27年4月から運行するスクールバスの費用や国において毎年支給単価等を引き上げているところがございますが、幼稚園就園補助金の増額などが見込まれているところです。

○議長（小藺江一三君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 最後に質問します。今答弁いただきましたが、実際、笠間の教育、笠間市の小中学校の教育のための予算化という部分で、講師の増員など、笠間独自のやり方をしているようですが、そういう部分に対する予算、教育予算の拡充という部分で、

これ、広いでしょうけれども、物じゃなくて、物質的なことじゃなくて、精神面、あるいはそういう教育の面、その部分について、今後予算を増大する考えがあるかどうか、少子化だからこそお願いしたいと思うんですが、最後に質問します。

〔発言する者あり〕

○議長（小藺江一三君） 教育長飯島 勇君。

○教育長（飯島 勇君） ただいまの今後の教育ということについて、私の方からお答えさせていただきます。

合併以来、耐震とか、そういうハードの面で私たちは予算を使ってまいりました。これが26年度で終了することになっています。

これから子どもたちに、これは予算がつく、つかないは別として、子どもたちにはやっぱり今少子化で競争力だとか、そういうものがなかなか育っていかない、地域で育てられないというところから、地域を愛したり、親兄弟を愛したりするような心の教育、それから学力向上、体力づくり、そういう教育の基本に戻ったことを施策として、ソフトウェア事業として計画をしていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 西山 猛君の質問を終わります。

---

#### 散会の宣告

○議長（小藺江一三君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は13日、午前10時より開きますので、時間厳守の上ご参集ください。

この後文教厚生委員会がありますので、よろしく願いいたします。

午後3時28分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 小藺江 一 三

署 名 議 員 石 松 俊 雄

署 名 議 員 海老澤 勝